

法人情報の部

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等

当機構は平成16年7月1日に設立されています。

平成16年度（平成16年7月1日から平成17年3月31日）から令和5年度の主要な経営指標等につきましては、下記の通りです。

（単位：億円）

決算年月	平成16年7月 (機構発足時)	平成17年3月 (自平成16.7.1 至平成17.3.31)	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	-	9,611	15,504	14,795	15,959	10,707	10,024
経常利益	-	588	802	1,290	1,068	570	593
当期純利益	-	566	781	956	741	285	434
資本金	8,575	8,552	8,843	9,164	9,485	10,006	10,582
純資産額	1,286	1,957	3,105	4,423	5,498	6,362	7,376
総資産額	174,897	175,087	167,215	161,593	155,150	153,252	152,194
自己資本比率	0.74%	1.12%	1.86%	2.74%	3.54%	4.15%	4.85%

決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	11,132	9,427	10,561	11,184	11,001	11,306	11,323
経常利益	882	697	838	1,143	920	923	873
当期純利益	445	448	493	525	417	406	297
資本金	10,582	10,582	10,582	10,582	10,612	10,673	10,718
純資産額	7,840	8,316	8,830	9,362	9,827	10,306	10,655
総資産額	149,334	147,069	144,624	141,905	138,112	135,931	132,938
自己資本比率	5.25%	5.65%	6.11%	6.60%	7.11%	7.58%	8.01%

決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
経常収益	10,781	10,479	9,694	9,185	8,587	8,172	8,468
経常利益	1,126	1,311	1,096	1,380	1,187	1,412	1,357
当期純利益	412	479	393	496	239	83	24
資本金	10,748	10,758	10,758	10,758	10,758	10,758	10,758
純資産額	11,108	11,611	11,903	13,071	13,349	13,468	13,526
総資産額	129,103	126,793	124,634	123,048	120,494	118,468	117,493
自己資本比率	8.60%	9.16%	9.55%	10.62%	11.08%	11.37%	11.51%

2 沿革

年 月	摘 要
	旧都市基盤整備公団関連 旧地域振興整備公団関連
昭和30. 7	日本住宅公団設立
37. 7	産炭地域振興事業団設立
38. 12	多摩ニュータウン事業着手
44. 11	筑波研究学園都市事業着手
47. 10	工業再配置・産炭地域振興公団に改組、発足
48. 4	市街地再開発事業（立花一丁目）着手
4	長期特別分譲住宅制度創設
49. 8	地域振興整備公団に改組、発足 （地方都市開発整備事業 開始）
50. 9	宅地開発公団設立
52 -	住宅建設 100 万戸達成
54 -	宅地施行面積 3 万 ha 達成
56. 10	住宅・都市整備公団設立（日本住宅公団と宅地開発公団を統合） （都市機能更新事業、都市公園整備事業、特定公共施設整備を新規事業として実施）
58. 11	都市機能更新事業（みなとみらい 21）着手
59. 3	千葉ニュータウンで公団鉄道開業（小室～千葉ニュータウン中央間）
60. 4	賃貸住宅の住戸内設備改善（ライフアップ）着手
60. 9	民間住宅事業者向け宅地分譲（港北ニュータウン）開始
61. 5	賃貸住宅建替事業（臨港第 2 団地他）着手 新住宅市街地開発地区（多摩ニュータウン他）に特定業務施設導入
62. 12	都市機能更新事業宅地供給（神戸ハーバーランド）開始
平成元 -	宅地供給 1 万 ha 達成
6	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(宅鉄法)公布
4. 6	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律公布 （特定再開発事業 開始）
7. 3	阪神・淡路大震災復興事業着手
9. 6	常磐新線関連地区（八潮南部中央）着手（宅鉄法適用）
10. 3	定期借地権宅地分譲（萱田）開始
6	土地有効利用事業（元麻布三丁目）着手 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の公布 （中心市街地活性化事業 開始）
11. 10	都市基盤整備公団設立（住宅・都市整備公団の廃止） （分譲住宅から撤退、都市の基盤整備へシフト、市場家賃化） 賃貸住宅の改良（リニューアル、高齢者向け優良賃貸住宅）着手
12. 1	防災公園街区整備事業（大洲一丁目）着手
7	公団鉄道全線開業（小室～印旛日本医大駅間）
15. 6	独立行政法人都市再生機構法成立・公布
16. 7	独立行政法人都市再生機構設立（都市基盤整備公団、地域振興整備公団の廃止）
17. 6	独立行政法人都市再生機構法改正 （公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律）
23. 12	独立行政法人都市再生機構法改正（東日本大震災復興特別区域法）
24. 3	独立行政法人都市再生機構法改正（福島復興再生特別措置法）
25. 6	独立行政法人都市再生機構法改正（大規模災害からの復興に関する法律）
27. 7	独立行政法人都市再生機構法改正 （独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律）
30. 8	独立行政法人都市再生機構法改正

令和 2. 6	(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律) 独立行政法人都市再生機構法改正
令和 3. 7	(マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律) 独立行政法人都市再生機構法改正 (防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律)

3 事業の内容

(1) 当機構の目的

当機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、旧都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。(機構法第3条)

(2) 資本金、借入金及び国庫補助金の状況

① 資本金（出資額）の状況（令和6年3月末現在）

(単位:百万円)

区分	期首残高			当期増加額			当期減少額			期末残高			
	法人全体	都市再生 勘定	宅地造成等 経過勘定	法人全体	都市再生 勘定	宅地造成等 経過勘定	法人全体	都市再生 勘定	宅地造成等 経過勘定	法人全体	都市再生 勘定	宅地造成等 経過勘定	
政府出資金	1,073,769	986,079	87,690							1,073,769	986,079	87,690	
資本 金	地方公共 団 体 出 資 金	地方公共 団 体 金 銭 出 資	東京都	560	560						560	560	
			神奈川県	65	65						65	65	
			横浜市	44	44						44	44	
			川崎市	55	55						55	55	
			大阪府	310	310						310	310	
			京都府	20	20						20	20	
			兵庫県	20	20						20	20	
			大阪市	250	250						250	250	
			京都市	20	20						20	20	
			神戸市	20	20						20	20	
			愛知県	90	90						90	90	
			名古屋市	90	90						90	90	
			福岡県	90	90						90	90	
			福岡市	36	36						36	36	
			北九州市	54	54						54	54	
			小計	1,724	1,724							1,724	1,724
地方公共 団 体 現 物 出 資	東京都	200	200							200	200		
	神奈川県	60	60							60	60		
	横浜市	16	16							16	16		
	小計	276	276							276	276		
計	2,000	2,000							2,000	2,000			
合計	1,075,769	988,079	87,690						1,075,769	988,079	87,690		

② 資金調達種別の状況（令和6年3月末残高）

資金調達種別		R6年3月末 残高	構成比	都市再生 勘定	構成比	宅地造成等 経過勘定	構成比
政府資金借入金	財政融資資金（5, 10, 15, 30年）	85,266	89.0%	85,266	91.6%	0	0.0%
	簡易生命保険（30年）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	一般会計（20年）	47	0.0%	39	0.0%	8	0.3%
民間資金借入金（5年）		90	0.1%	90	0.1%	0	0.0%
財投機関債・公募債（5～40年）		10,380	10.8%	7,730	8.3%	2,650	99.7%
政府保証債（短期）（4年）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計		95,782	100%	93,125	100%	2,658	100%

③ 国庫補助金の状況

令和5年度決算

（単位：百万円）

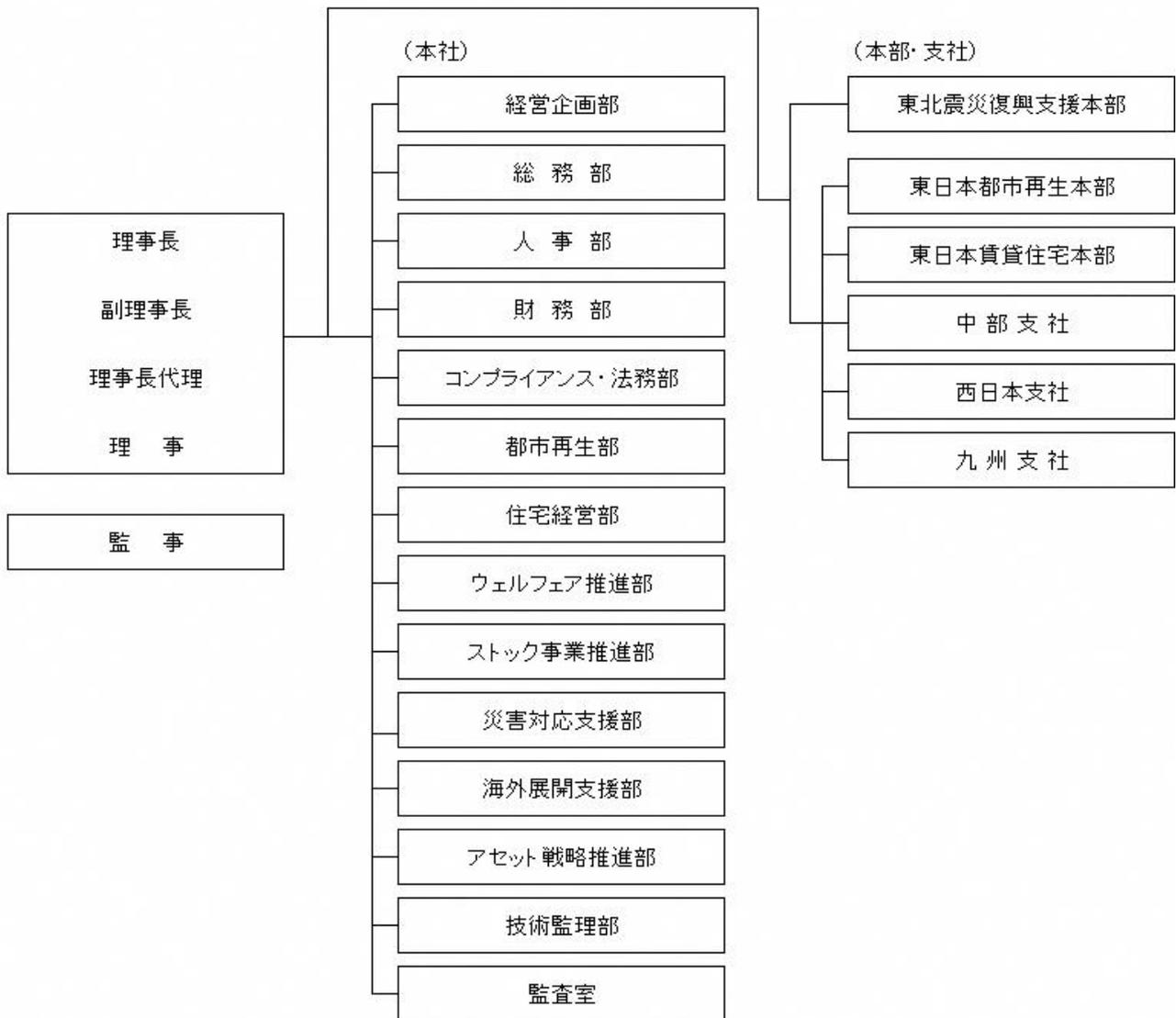
		法人全体	都市再生 勘定	宅地造成等 経過勘定
交付金等		0	0	0
一般会計	交付金	0	0	0
	政府補給金	0	0	0
国庫補助金		23,166	23,166	0
一般会計	住宅市街地総合整備促進事業費補助	11,018	11,018	0
	公営住宅整備費等補助	0	0	0
	公的賃貸住宅家賃対策等補助	6,643	6,643	0
	市街地再開発事業費補助	50	50	0
	都市再生推進事業費補助	3,282	3,282	0
	都市公園防災事業費補助	2,072	2,072	0
	都市防災推進事業費補助	0	0	0
	下水道事業費補助	0	0	0
	下水道防災事業費補助	0	0	0
	先導的都市環境形成促進事業費補助	0	0	0
	住宅市場整備推進等事業費補助金	30	30	0
	地域連携推進事業費補助	0	0	0
	住宅市街地関連道路環境改善事業費補助	0	0	0
	交通連携推進事業費補助	0	0	0
	安全市街地整備道路事業費補助	0	0	0
	都市再生関連道路交通円滑化事業費補助	0	0	0
	流域治水対策事業費補助	0	0	0
	河川改修費補助	0	0	0
	総合流域防災事業費補助	0	0	0
	都市開発海外展開支援事業費補助金	70	70	0
東日本大震災復興特別会計	東日本大震災復興事業費	0	0	0
	官民連携社会資本整備等推進費補助金	0	0	0
その他	その他の国庫補助金	0	0	0

令和4年度決算

(単位：百万円)

		法人全体	都市再生勘定	宅地造成等経過勘定
交付金等		0	0	0
一般会計	交付金	0	0	0
	政府補給金	0	0	0
国庫補助金		21,411	21,411	0
一般会計	住宅市街地総合整備促進事業費補助	9,118	9,118	0
	公営住宅整備費等補助	0	0	0
	公的賃貸住宅家賃対策等補助	6,717	6,717	0
	市街地再開発事業費補助	54	54	0
	都市再生推進事業費補助	3,131	3,131	0
	都市公園防災事業費補助	2,269	2,269	0
	都市防災推進事業費補助	0	0	0
	下水道事業費補助	0	0	0
	下水道防災事業費補助	0	0	0
	先導的都市環境形成促進事業費補助	0	0	0
	住宅市場整備推進等事業費補助金	35	35	0
	地域連携推進事業費補助	0	0	0
	住宅市街地関連道路環境改善事業費補助	0	0	0
	交通連携推進事業費補助	0	0	0
	安全市街地整備道路事業費補助	0	0	0
	都市再生関連道路交通円滑化事業費補助	0	0	0
	流域治水対策事業費補助	0	0	0
	河川改修費補助	0	0	0
	総合流域防災事業費補助	0	0	0
	都市開発海外展開支援事業費補助金	87	87	0
東日本大震災復興特別会計	東日本大震災復興事業費	0	0	0
	官民連携社会資本整備等推進費補助金	0	0	0
その他	その他の国庫補助金	0	0	0

(3) 組織図



注) ① 役員の職務及び権限（通則法第 19 条及び機構法第 7 条）

- ・理事長は、当機構を代表し、その業務を総理する。
- ・副理事長は、理事長の定めるところにより、当機構を代表し、理事長を補佐して当機構の業務を掌理する。
- ・理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して当機構の業務を掌理する。
- ・副理事長（副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事がおかれていないときは監事）は理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- ・監事は、当機構の業務を監査する。この場合において、監事は、独立行政法人都市再生機構に関する省令（以下「主務省令」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- ・監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は当機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ・監事は、当機構が次に掲げる書類を国土交通大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 独立行政法人通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令（以下「総務省令」という。）で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

- ・監事は、その職務を行うため必要があるときは、当機構の子法人（当機構がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ・監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

② 役員の任命（通則法第20条）

- ・理事長及び監事は、国土交通大臣が任命する。
- ・副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- ・理事長は副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(4) 事業の概要

① 当機構の主な業務

i) 都市再生

当機構の公共性・中立性・ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートや、民間事業者・地方公共団体・まちづくりの担い手等と連携して事業を実施することにより、政策的意義の高い都市再生を推進します。

- ・国際競争力と魅力を高める都市の再生
- ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生
- ・防災性向上による安全・安心なまちづくり
- ・都市開発の海外展開支援

ii) 賃貸住宅

UR賃貸住宅ストックの多様な活用を促進し、幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住環境の実現や、多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与するなど、社会課題の解決に貢献します。

- ・UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成
- ・ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり

iii) 災害対応支援

東日本大震災からの復興に係る業務を実施するとともに、これまでに培った経験を活かして、地方公共団体等の発災時の円滑な対応に向けた支援や災害発生時の復旧・復興支援を行います。

- ・東日本大震災からの復興に係る業務の実施
- ・災害からの復旧・復興支援

② 当機構の業務分野と中期計画における業務内容等の関連

【都市再生勘定】

主な業務	業務分野	業務内容
都市再生	都市再生	政策的意義の高い都市再生等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ・都市開発の海外展開支援
		災害対応支援
賃貸住宅	賃貸住宅	UR賃貸住宅ストックの多様な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 ・ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり

【宅地造成等経過勘定】

	市街地整備特別	旧ニュータウン事業
--	---------	-----------

(5) 事業の実施状況

① 令和5年度年度計画における業務の実施状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、令和5年度の業務実績及び自己評価について、業務実績報告書においてまとめております。

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施すること</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 247 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000億円規模 経済波及効果 2兆8,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施し 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 265 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆7,000億円規模 経済波及効果 3兆4,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 130 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 50 地方公共団体 	<p><評定と根拠> I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和5年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、265地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆7,000億円規模、経済波及効果3兆4,000億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。</p> <p>地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ確に対応した。</p> <p>都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>により、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、交流・滞在空間の創出も視野に、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>たか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。 		<p>を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や地方都市等における地域の特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p><具体的な事例・評価></p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅</p>		<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異なる権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進め、令和2年度に開業した東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅については、令和5年7月に拡張工事完成を迎えた。</p> <p>「虎ノ門一丁目東地区（東京都港区）」においては、地権者及び参加組合員として組合施行再開発に参画し、市街地再開発事業を推進。令和6年1月に着工した。</p> <p>また、地域活動拠点について、令和5年6月にリニューアル開業を迎えた。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、過年度から継続している駅北周辺地区と駅街区地区に加え、令和5年度に土地区画整理事業認可を迎えた西口地区を合わせた3地区について、事業を着実に推進した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、市街地再開発事業の施行者として着実に事業を推進し、令和5年8月に事業計画認可を迎えた。</p>	<p>きく貢献した。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コーディネートの実施、エリアマネジメント活動や組合施行再開発への参画まで、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。新駅整備については、周辺のまちづくりを一体的に進めるための事業調整を担う機構が事業主体となり、交通結節機能の強化に不可欠な駅の整備を実施。新駅の開業を迎え、高度利用街区が集積するビジネス拠点へと変貌を遂げるエリアにおいて、国際競争力強化に資する交通結節機能の強化が図られている。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、スケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。隣接して施行する再開発事業、環状4号線整備、連立立体交差事業等の事業関係者と、スケジュールを密に調整して事業を推進し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、特定緊急輸送道路である青山通り沿道の耐震化と、都営住宅跡地の大規模利用転換を行い、青山の地域</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施しており、令和6年度の先行まちびらきに向けて、事業を着実に推進している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、鉄道各社の駅等をつなぐ公共動線の実現に不可欠な新駅ビルとその周辺の公共施設の整備が求められており、事業間の計画調整などを行い、一体的な整備を推進し、令和6年3月に新駅ビルの起工式を迎えた。</p>	<p>資源である文化・人材と緑を活かした「文化・流行の発信拠点」の創出が図られている。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、機構の経験・ノウハウを活かして市・鉄道事業者間の計画調整を実施し、新駅ビルと公共施設を一体で整備する計画となっている。本整備を通じて、鉄道各社の駅をつなぐ公共動線や人と公共交通優先の道路空間となる「えきまち空間」の実現に貢献し、市の重要施策である三宮周辺の再整備を推進する。</p>
<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な</p>		<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体とのパートナーシ</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 国や地方公共団体等と緊密</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>ップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国が進める「新しいまちづくりのモデル都市」（国土交通省、内閣府）、「ウォークアブル推進都市」（国土交通省）への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完するとともに、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和5年7月には再開発事業で整備する「米百俵プレイス」が開業した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、令和5年10月には権利</p>	<p>に連携し、支援実績を積み上げることで、機構の認知度が向上し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等してきたことにより、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体が進めるまちづくりに丁寧かつ確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、130の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、市や地元ニーズに応じて、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することでコンパクトシティの実現に寄与するとともに、隣接街区で土地を取得し、その活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>変換計画認可を迎えた。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、取得した土地に、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。令和5年度には新たに土地を取得し、着実に事業を推進している。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、沼津市と共同でヒト中心のまちづくりを実践するプロジェクト「OPEN NUMAZU」を実施し、令和5年度は、半年間にわたり公共空間に椅子や机を常設するといったまちなかの公共空間を活用するきっかけとなる社会実験を年度内に6回実施した。</p>	<p>機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」に基づいて進められているプロジェクトを支援し、沼津駅前の保有地を活用し人々にとって使いやすい高質で魅力ある、ヒト中心の駅前空間への再編、中心市街地の活性化に寄与している。</p>
<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、密集市街地の整備改善、防災公園整備や事前防災まちづくりを積極的に推進</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>した。</p> <p>首都圏では東京23区を中心に多数の地方公共団体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして改善に着手した。令和5年度には全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p> <p>防災公園については、令和5年度に1地区の整備が完了をした。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中、令和5年度は徳島県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や木密エリア不燃化促進事業や従前居住者用賃貸住宅の整備といった複数の手法を活用して、区と連携したまちづくりを推進している。令和5年度には、造幣局跡地の一部に誘致した大学が開設した。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、平成30年の協力協定の締結以降、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を継続して行っている。令和5年度は、ハード面の継続支援</p>	<p>延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>防災公園の整備によって、安全性に課題がある地域においては避難地が整備され、地域防災力向上に寄与した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、50の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初のPark-PFIを導入した計画立案の実施や隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への取組と、サテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の取組が推</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>に加え、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区の特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。令和5年度には、地域住民の防災に関する意識醸成につながる「弥生町ぼうさい夏市」(R5.8)を地元と連携し開催した。</p> <p>「舞鶴公園（福岡県福岡市）」においては、機構が整備した防災公園が、令和5年10月に供用開始され、事業を完了した。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、過去に機構が整備した大規模公園施設の改修について、設計・工事を受注している。令和5年度はサッカー場バックスタンド改修工事が完了し、令和6年1月に供用開始された。</p>	<p>進されている。機構のノウハウを活かした技術支援を行い、津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィス設置により町の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、狭隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高いため、区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「舞鶴公園（福岡県福岡市）」においては、防災公園の供用開始により避難場所の拡充が図られ、福岡市中心部の防災性向上に寄与した。また、本事業により、福岡高等裁判所等跡地を防災公園として整備し、裁判所等の移転先の六本松地区の市街地整備を一体的に実施することで、福岡市内の公共公益施設再編に貢献した。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、機構がノウハウ・マンパワーを補完し、防災機能を持つサッカー場の再整備を限られたスケジュールを遵守して実施することで、危機管理体制の強化・サッカーを核としたまちづくりの推進という市の重要施策の実現に</p>
<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決</p>			

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>に資する都市再生を推進するため、令和5年度中に247地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆4,000億円規模(累計で2兆1,000億円規模)の民間建築投資を誘発し、2兆8,000億円規模(累計で4兆2,000億円規模)の経済波及効果を見込む。</p>			<p>寄与している。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業(災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等)の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 45回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 延べ379人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 12回 	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定：S</p> <p><評価の概要></p> <p>発災時には国からの要請に基づき地方公共団体への支援を適切かつ迅速に実施した。</p> <p>特に被害が甚大であった令和6年能登半島地震においては、中期目標期間に取り組んできた災害対応支援登録者制度の創設等の体制整備や実践的な研修・訓練の継続的な実施が発災直後からのプッシュ型での情報収集を可能とし、被災地の状況や関係機関の初動対応状況を確認することで円滑な支援開始につながった。復旧支援として、応急仮設住宅建設支援等の支援要請に対し、被災地のニーズに応じた技術・経験を保有する職員を派遣した。現地で支援を行う応援職員の派遣元の地方公共団体が定期的に入れ替わる中、機構は継続して職員派遣を行い、複数の地方公共団体から派遣される応援職員が円滑に復旧支援を進められるよう現場をマネジメントする役割を担った。その他、大雨被害への支援として埼玉県、</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
	<p>対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 		<p>福岡県及び富山県における住家の被害認定業務の支援を行った、秋田県秋田市において、被害認定調査のマネジメントを行うことで、罹災証明書の早期発行に大いに寄与した。被災地において、当初は国の指示を受けて支援を行っていたが、機構の被災地支援でのノウハウを活用し現場の状況に応じた積極的かつ自発的な支援を提供できる段階までになったことも、質的にも大いに向上した点である。令和6年能登半島地震における復興支援において、都市局リエゾンと共に被災した7市町の復興に係る意向確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等の復興まちづくり計画策定支援を開始した。各種支援のため、令和5年度において1年間で過去4年間で大きく上回る延べ379人・日の職員を派遣し、被災者の生活再建支援等に大きく貢献した。</p> <p>平時においては、地方公共団体と顔の見える関係づくりに積極的に取り組むことで、令和5年度の計画値を上回る13県（達成率130%）と新たに関係を構築し、機構の団地や事業地区の有無に関わらず全ての都道府県と復旧・復興に資する関係構築が完了した。関係構築済団体に対しては、積極的かつ継続的な意見交換を通じ、災害対応に係る体制や人材育成等に関する課題把握に努めたほか、</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>現地派遣の経験がある機構ならではの啓発活動を通じて関係の深化を図った。啓発活動においては、近年の災害の頻発化を踏まえ、被災経験の少ない地方公共団体においても防災意識が高まる中で、全国的な組織である機構が取り組むまちづくりや災害対応支援の経験・知見の提供希望も多く、計画値を大幅に上回る45回（達成率450%）の研修・啓発活動を実施した。研修については、これまで機構が培った平時から復興までの各フェーズにおける知見やノウハウに加え、流域治水に係る知見など近年の豪雨災害などの新たな社会課題に対応するメニューを組み込み「UR防災研修プログラム」としてパッケージ化した。同プログラムは地方公共団体等のニーズを踏まえ、これまでの災害対応や復興の現場での経験を基に、応急・復旧・復興の各フェーズを見据えて平時にどのように備えておくべきかについて、機構独自の視点を随所に盛り込んで解説したものであり、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与するとともに、被災経験の少ない地方公共団体へのノウハウ提供ツールとしても非常に高い評価を得ており、研修内容の質も向上しているといえる。</p> <p>以上により、関係構築及び啓発活動について定量目標を大幅に達成したことはもちろん、さらに、被災地での経験等を反</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>映させた実践的な研修・訓練等を継続的に実施するなど、機構の災害対応に向けた体制強化を積み重ねてきた結果、令和6年能登半島地震において、復興支援も見据えた迅速かつ幅広い支援に繋がるなど、機構の災害対応が質的に大きく向上していることを総合して勘案し、S評定とした。</p> <p><具体的な事例・評価></p>
<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>		<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>令和5年梅雨前線等による大雨や令和6年能登半島地震において、職員延べ379人・日の支援を実施した。</p> <p>具体的内容としては、住家の被害認定業務支援（埼玉県、富山県、福岡県、秋田県秋田市、石川県。職員延べ71人・日）、応急仮設住宅建設支援（石川県。職員延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市。職員延べ21人・日）を実施したほか、令和6年能登半島地震においては、被災者に向けて、UR賃貸住宅の提供を行った。また、上記の災害を含めて、速やかな初動体制を敷けるよう国や地方整備局に対する情報収集を12回行った。</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>豪雨や地震の発災前又は直後から、国・地方整備局へのメール連絡やリエゾン派遣による情報収集を迅速に実施した。</p> <p>令和5年梅雨前線による大雨等における住家の被害認定業務支援においては、埼玉県、富山県、福岡県内の市町村に向けた説明会において概要・留意点・調査方法等についての講義を実施したほか、住家被害が5,000棟を越え調査に時間を要していた秋田県秋田市へは、内閣府と調整の上、これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、被害認定調査の効率化に係る助言等の支援を実施し、調査期間の短縮に大きく貢献した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、発災日の元日から国等と連絡を取り合い、迅速に初動体制を構築した。1月4日にはURリエゾンとして職員2名を北陸地方整備局へ派遣、1月5日には被災宅地危険度判定に係る国土交通省都市局リエ</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>ゾンとして職員1名を石川県庁に派遣するなどし、情報収集を行った。1月15日から、国土交通省住宅局の要請に基づき職員3名を石川県庁へ派遣（適時交代）し、仮設住宅建設に係る仕様・発注金額・用地の確認や、縄張り検査、完成検査といった支援を実施した。1月17日からは、内閣府の要請に基づき、職員2名を石川県庁へ派遣（適時交代）し、県内市町村ごとの住家の被害認定調査の進捗管理や個別質疑への対応を実施した。2月12日からは、国土交通省の要請に基づき、石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市における被災宅地危険度判定広域支援として、対象地区の割振りなど調査の進捗管理を実施した。</p> <p>また、被災者に向けて、生活支援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅300戸を用意し、うち9戸が契約に至った。</p>
<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和6年能登半島地震においては、首相官邸から「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」が公表され、復興まちづくりにおいて国・機構の支援体制確保が明記されたことも鑑み、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方公共団体（石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町）に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を実施している（職員延べ</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和6年能登半島地震においては、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方公共団体に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を行い、被災市町の意向の確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等を実施するとともに、石川県金沢市に現地事務所の設置準備を進め、被災地に寄り添う体制確保を推進した。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>35人・日)。また、被災市町に対し、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案や、復興まちづくりにかかる支援実績に基づく事例紹介等を実施するとともに石川県金沢市に現地事務所の設置準備を推進した。(令和6年4月16日開所)</p> <p>令和3年度に流域治水関連法の整備及び防集法と機構法が改正されたことで、機構は防災集団移転促進事業地方公共団体からの委託による支援が可能となり、江の川水系においては、河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とする覚書を交換した江の川流域治水推進室に対して、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第1版】」に基づく地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施し、令和5年12月に同マスタープラン【第2版】が公表された。また、同事業の相談対応により、茨城県大洗町(那珂川水系濁沼川)と、令和5年2月に防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、令和5年度においても、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画策定に関する大臣同意に向けた支援を継続している。大洗町への支援の評判から、同水系の常陸河川国道事務所が主催するワークショップにおいてアドバイザーとして参加依頼を受け、知見の共有を図った。</p> <p>また、これまでの防災集団移転促進事業に係る相談対応等で得た知見を、水管理・国土保全局主催の「治水とまちづくり連携会議」や全国地方整備局にて定期開催され</p>	<p>茨城県大洗町とは、令和5年2月に機構法改正後初となる防災集団移転促進事業に係る受委託契約を締結した後、同町の事業推進に向けた支援を継続している。また、河川整備とまちづくりの一体的推進についての課題や提案等を水管理・国土保全局及び都市局に情報共有した。都市局に対しては、防災集団移転促進事業の活用及び制度改正に向けた状況や課題共有を実施し、令和5年度の防災集団移転促進事業に係る補助上限額の撤廃に繋がった。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>る「全国都市防災・都市災害主管課長会議」等において説明するなどして、状況や課題を国に対しても適宜共有した。</p>	
<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、災害復旧工事マネジメント業務を含む復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>発災に備えた社内訓練については、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練等への参画や、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練等計を4回実施した。また、人材育成やノウハウの蓄積・継承については、災害時に派遣する要員育成のための研修や、特定の災害や事業で得られたノウハウの継承を目的とした研修を計8回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等の災害対応支援登録者の確保を目的とした研修や、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施した。</p> <p>研修・啓発活動については、平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化するとともに、関係構築した地方公共団体へのヒアリングの中でニーズが高い流域治水に関するメニューや演習形式の研修を組み込み「UR防災研修プログラム」としてパッケージ化し、地方公共団体等のニーズに応じて提供を開始した。特に、これまで内閣府作成資料に基づく講義や演習を実施してきた住家の被害認定業務マネジ</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>計8回の研修の実施を通じて、復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図るとともに、計4回の社内訓練の実施を通して、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。なお、災害発生の都度、研修内容や訓練の対象部署についても見直しを行い、次なる災害に備えることで、令和6年能登半島地震の際の迅速な初動対応へ繋がった。</p> <p>また、発災に備えた研修以外にも、災害対応全般に関する基礎研修や職位別研修、部門別研修において災害対応支援業務に係る説明を実施するなど、全職員の意識醸成にも取り組んだ。</p> <p>啓発活動は、関係構築先への積極的な働きかけや提供する研修の評判向上により、45回（計画値対比450%）実施し、地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>令和5年度は平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化し「UR防災研修プログラム」として提供を開始した。特に、住家の被害認定業務マネジメント研修においては受講先のニーズに合わせオーダーメイド型研修とすることで好評を得た。また、</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>メント研修においては、令和5年度から、過年度の調査計画策定支援や、調査の効率化に向けた支援で得られた教訓を取りまとめた独自資料を作成し、受講先のニーズに応じて構成を変更可能なオーダーメイド型の研修へ内容を強化した。加えて、令和4年度に続き2回目の開催となる機構主催の「UR防災セミナー」は、関係構築先や、UR防災専門家、その他イベントでの豊富な人脈を基に、発災後の時間軸に焦点を当てた内容とし、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、748人が参加した。その他、国や地方公共団体が主催するイベントやセミナーへの登壇、国土交通省が主催する「関東大震災100年シンポジウム」への協力を実施した。その結果、数値目標を大きく上回る計45回の研修・啓発活動の実施に至った。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を皮切りに関係を構築してきたが、機構の積極的な働きかけにより、令和5年度に計画値の10団体を上回る13道県と新たに発災時の連絡体制を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。また、平時においても相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施することで、各団体の災害対</p>	<p>東日本大震災の復興現場で実際に生じた重大局面を演習課題として設定し、実践対応力の養成を図る「復興まちづくりケースメソッド演習」においては、「公共施設の災害復旧事業における優先順位の判断（仮称）」をテーマとした新たなケースを作成中であり、令和6年度から正式に地方公共団体等へ提供する見込み。</p> <p>また、令和4年度に引き続き2回目の開催となる「UR防災セミナー」については、発災後の時間軸に焦点を当て、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、様々な視点からの経験談をわかりやすく伝えたことで、地方公共団体職員のほかに学生や民間企業といった一般の参加者も多く獲得し、セミナー後のアンケートでは参加者748名のうち9割以上が「満足」と回答し、「さまざまな立場の話が聞いて良かった」「ぜひ継続して開催してほしい」と好評を得た。</p> <p>関係構築については、令和5年度は13道県（計画値対比130%）と新たに関係を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。さらに、既に関係を構築した団体の防災や災害対応に係る課題及びニーズ把握によりUR防災研修プログラムの積極的な提供や研修内容の強化に繋がった。</p> <p>上記に加え、東京都が主催す</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>応に係るニーズや課題を把握し、それらに対応する研修や啓発活動の実施につながった。</p> <p>上記以外にも、東京都が市区町村職員を対象として実施した「水害」「震災」による複合災害を想定した「都市復興訓練」においては、令和3年度より継続的にファシリテーター及び事務局として訓練の企画・運営をサポートしており、令和5年度は自治体ごとの復興方針案作成を課題設定するなどにより実践的な復興訓練となるよう支援を行ったほか、三重県が復興まちづくりの事前準備の機運醸成と対応力向上を図るため、市町村職員を対象として実施した研修において、津波被災地における復興計画の作成や住民との合意形成の知見を活かし、運営をサポートした。</p> <p>国立研究法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した連携を継続している。具体的には、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究において、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方について、検討を実施した。</p>	<p>る都市復興訓練において、機構の震災復興事業で培った知見を活かし、実践的な訓練となるよう企画・運営のサポートをしており、令和5年度は前年度を上回る24区市の職員90名が参加し、災害対応力向上に貢献した。本訓練について、東京都から運営支援に対するお礼状を受領した。</p> <p>地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体や訓練への参画、関東地方整備局と連携した関東防災連絡会における講義の実施や北陸地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結等により連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究については、内閣府が実施している調査と連携しながら、横断的な支援（パッケージ支援）の仕組みづくりへの貢献を目指し、調査から生活再建に至るまで一貫貫型の研修を新たに開発し、令和6年度上期に試行的に提供する見込み。</p>
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 5件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 81件 	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発等、とりわけ政府等の公的機関が関わる都市開発への我が国事業者の参入促進を目的として、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援業務を行っており、各国の</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。特に、官民プラットフォーム(J-CODE)の活動強化や独立行政法人国際協力機構(JICA)及び株式会社海外交通・都市開発支援機構(JOIN)との連携強化により、案件形成につなげる。</p>	<p>・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</p>	<p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を効果的に進めるため、国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進めた。海外のカウンターパートに対しては、各プロジェクトの事業進展の段階に応じた調査検討や計画策定等の支援を着実に行った。</p> <p>その結果、海外のカウンターパートと関係構築が順調に進展し、①インドネシア・スサントラ新首都庁との「首都移転計画にかかる覚書」、②タイの大手民間企業との「新インターチェンジ周辺スマートシティ開発にかかる覚書」、③インドネシア・ジャカルタ都市高速鉄道公社(以下「MRTJ」という。)との「地下鉄駅周辺における公共交通指向型開発(以下「TOD」という。)にかかる覚書」、④ウクライナ・復興インフラ開発庁との「復興まちづくりにかかる覚書」、⑤オーストラリア・ビクトリア州政府との「メルボルン都市圏等の都市開発にかかる覚書」の計5件の海外の都市開発事業等に関する覚書を交換した。</p> <p>また、官民プラットフォーム等を活用して、日本企業の進出に向けたセミナーや意見交換等による情報共有を進め、海外参入支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州政府と平成30年</p>	<p>多様なニーズに応じた支援を進めてきたほか、新たな関係構築や相手国機関との連携構築に向けて先方の公的機関等と協議を重ねた。</p> <p>オーストラリアの西シドニー地区、タイのバンサー地区、インドネシアのタナアバン地区では、現地での事業化検討支援とともに、官民プラットフォームや各種セミナー等を通じた日本企業の参入に向けた情報提供といった支援を継続することで、相手国における機構の認知度が向上した。その結果、技術協力と日本企業の参入を期待され、ビクトリア州政府、タイ大手民間企業、MRTJとの新たな関係構築が進み覚書交換につながり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向けた環境整備段階へ進捗している。</p> <p>また、スサントラ新首都庁、復興インフラ開発庁では、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発及び復興まちづくりの知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められており、覚書交換に至った。</p> <p>この結果、計画値の2件を大きく上回り、単年度としてこれまでで最も多い5件の覚書を交換した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>オーストラリアの西シドニー地区は、計画を進めるニュー</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>に交換した覚書に基づき、西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）を対象に、計画調整を担う州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社（以下「WPCA」という。）に対して支援をしてきた。</p> <p>令和5年度は、令和5年3月に西シドニー地区への事業参画に関心を持つ日本企業を集めて組成した「西シドニー開発情報連絡会」により、セミナー等による情報提供を8回実施した。令和4年度に引き続き令和5年9月にWPCAと協同で開催したシドニー現地セミナー及びネットワーキングイベントでは、開発に関する情報提供に加え、日本企業と豪州企業のネットワーキングを実施した。このネットワーキングイベントには日本企業16社36名、オーストラリア企業14社27名が参加し、当開発に対する両国の関係を深化させ、令和6年度の先行開発エリア内の初期開発区画の公募に向け、日本企業の進出検討を後押しした。</p> <p>また、令和6年3月にビクトリア州政府と州における都市開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、メルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした再開発について、機構の知見を活かした技術的支援及び日系企業の参画支援について合意した。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和2年度に交換した協力覚書に基づき、</p>	<p>サウスウェールズ州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始したものであり、州政府からの期待に応えるべく支援を進めている。</p> <p>「西シドニー開発情報連絡会」は、当事業への参画に興味を持つ日本企業64者（R6.3時点）が参加し、WPCAによるマスタープラン説明会など、西シドニー開発に関する最新の情報提供を行った。令和5年9月に開催したシドニー現地セミナー及びネットワーキングイベントでは、日本企業16社36名、オーストラリア企業14社27名が参加し、延べ88回の日豪企業の個別面談が実施されたことにより、日本企業の当開発への関心を高めるとともに、オーストラリア企業からの日本企業との連携に対する期待にもつながった。これらの連絡会の活動を通して、令和6年度の先行街区の公募に向けて、当該事業における日本企業の進出が期待できる。</p> <p>ビクトリア州政府との覚書については、先方が機構のTOD等の実績に関心を持ったことを契機として、機構のシドニー事務所が機構や日本の知見をさらに紹介した結果によるもので、日本及び機構の知見を今後の開発に活かすことができる重要な覚書の交換である。</p> <p>タイのバンサー地区は、バンコクの一大交通結節点に相応しいスマートシティの実現を</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>クルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンスー地区」という。）での大規模都市開発の基本計画策定支援を進めている。令和5年度は、日本におけるTODの事例視察案内及び意見交換を実施したほか、インフラ計画、開発ガイドライン、公募資料の作成等を支援するアドバイザー契約の締結に向けた協議を進めた。</p> <p>また、令和5年6月にタイの大手民間企業及び日本の民間企業と3者で、タイ国内で手掛けるスマートシティ開発（約1,000ha）のうち新インターチェンジ周辺地区約100haの大規模開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、具体的な技術支援内容について協議を重ね、令和6年1月に当該地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結した。</p>	<p>目指すタイ政府の意向により、タイ運輸省及び事業主体のタイ国鉄からの要請を受けて検討を進めているもので、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省やJICAなどの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。令和5年度は、事例視察案内等を通して、令和4年度に先方に提案した開発ビジョン等の実現に向けた理解の深化を図った。また、アドバイザー契約に向け、タイ財務省との協議や随意契約等の詳細な協議を重ね、令和6年度の契約締結とスマートシティ開発に向けた道筋を付けた。</p> <p>タイの大手民間企業との覚書については、機構が行った商業、住宅、公共空間が調和した大規模開発の視察を通じて機構に関心を持ったことで、関係構築につながった。海外の民間企業との関係構築の実現は、事業性が強く求められる民間事業者の計画に対しても、機構のノウハウ・技術力が有用であることを示した。覚書に基づき、相手側へのまちづくりコンセプトワードの提案や意見交換を行い、商習慣が異なる中で契約内容の協議を重ね、信頼を得たことで、基本構想及び基本計画作成業務の受託を実現させた。本受託契約は、海外インフラ展開法施行後に海外の民間企業から都市開発の計画策定業務を受託した初の事例であ</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>インドネシアについては、令和3年度にジャカルタ首都圏交通統合公社（以下「MITJ」という。）との間で交換した覚書に基づき、タナアバン地区の TOD プロジェクトにおいて、事業の実現性や日本企業参画機会の創出を踏まえた検討を共同で実施した。また、令和5年6月には海外エコシティプロジェクト協議会（以下「J-CODE」という。）会員企業に当地区の案件紹介セミナーを開催し、18社36名が参加したほか、興味を持つ日本企業へ個別説明を実施し、参画に向けた企業の発掘を行った。令和5年8月に MITJ による同地区の公募が開始され、機構は J-CODE 会員企業を中心に日本企業 50 社に公募情報の提供を行った。公募の結果、インドネシアの民間企業が落札した。同覚書については、令和6年1月に、機構を日本企業の窓口とすることと、案件の具体化時に日本企業の投資を前提としたアドバイザー業務の実施を新たに位置付けた上で、2年間協力期間を延長することで覚書を更新し、引き続き TOD 案件組成を共同で進めることで合意した。</p> <p>また、MITJ への支援の評判が広まったことで、令和5年7月には、ジャカルタ首都特別州が保有する MRTJ との間で、TOD 分野における協力関係構築を目的とした覚書を交換し、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD プロジェクトの具体化及び日本企業参画機会創</p>	<p>り、また、成長著しく日本企業の進出意欲が高い東南アジアでの初の受託事例でもある。</p> <p>インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が大きな社会課題となっており、MITJ との TOD の推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。そのような背景の中、令和3年度から検討を進めてきたタナアバン地区では日本企業の参画実現には繋がらなかったものの、高い関心を示した日本企業もあり、機構が事業の実現性を踏まえた技術支援を行った結果として現地の民間企業が落札し、TOD 実現に向けて大きく進展した。信頼関係を着実に積み重ねた結果、機構の技術支援が MITJ 側から高く評価され、令和6年1月の覚書更新の際に、これまでの関係を強化し、MITJ が関与するプロジェクトの開発計画段階から機構が関与するとともに、機構が日本企業参画の一元的な窓口の役割として位置づけられたことは、特筆すべき成果と言える。</p> <p>MRTJ との覚書については、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD の計画策定を支援するものであり、ジャカルタ市内の交通渋滞等の社会課題解決と、日本企業の参画機会の創出につながるものとして、相手側が大いに期待している。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>出に向けた検討を進めることで合意した。</p> <p>その他、令和5年5月には、インドネシアのヌサンタラ新首都庁と、インドネシア政府が進めている東カリマンタン州への首都移転計画に関し、情報交換及び意見交換することを主な目的とした覚書を交換し、都市開発分野における公的機関との協力関係を強化した。</p> <p>令和6年2月にウクライナの復興インフラ開発庁と、復興まちづくりの推進及び協力に係る覚書を交換し、東日本大震災からの復興まちづくり等に関する知見の提供などを通じ、復興に向けた取組へ協力することで合意した。</p> <p>中国については、平成29年度に中国建設科技集団と交換した覚書に基づき、既存住宅改修モデルプロジェクトへの技術支援及び日本企業参画支援を実施した。令和5年12月に同覚書を更新し、技術支援を継続することで合意した。</p> <p>その他、新規の関係構築として、ベトナムについては令和5年5月にホーチミン市ワークショップにおいてTODに関する講演を実施し、同市からTODへの支援依頼を受けパイロットプロジェクト検討を開始、令和6年3月に同プロジェクトに関する提案を実施した。</p> <p>インドについては、ムンバイ港湾公社と都市開発の分野における連携について協議を進めているほか、令和6年3月に独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」とい</p>	<p>インドネシアのヌサンタラ新首都庁、ウクライナの復興インフラ開発庁の2件の覚書については、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発の知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められているものである。インドネシア新首都及びウクライナはいずれも政策的意義が非常に高く、かつ機構が持つ唯一無二の知見を活用できることから、高く評価できる覚書交換である。</p> <p>中国建設科技集団の案件については、住宅改修に係る現地ショールームへの日本技術の展示について、日本企業への意向確認及び取次ぎを実施し、日本企業の進出支援につなげるなどの成果を得たことで、引き続き支援要請があり、覚書の更新につながった。</p> <p>新規の関係構築として、ベトナムのホーチミン市における日本のTODに関する講演は現地の関心も高くメディアにも取り上げられたことで、講演をきっかけとした関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりを得た。</p> <p>インドのムンバイの案件については、社会課題となっているムンバイの交通渋滞の解決に大きく寄与するとともに、日本企業の高い進出意欲を後押</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>う。)発注によるムンバイメトロ11号線建設事業準備調査について、民間事業者からの要請に基づき、民間事業者4者との共同企業体を組成して応募し、契約相手方に選定された。</p> <p>このほか、機構が事務局を務める官民プラットフォームのJ-CODEでは、令和4年度に作成した改革アクションプランに基づき、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、在外大使館国土交通省アタッシュによる情報共有セミナーを4回開催したほか、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）、公共団体等約80名が集まる全体交流会を2回開催した。また、ホーチミン不動産協会との民民マッチングセミナーを4回開催し、日本企業の参画を求めるベトナム側企業6社の案件を紹介するなど、日本企業の海外進出に向けた情報提供を31回実施し、積極的に支援を行った。さらに、J-CODEのホームページ及びリーフレットをリニューアルし、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応させ、情報発信を強化した。</p> <p>JICAとは、令和3年度に交換した覚書に基づき、日本型TODの海外展開に向けた共同検討や、JICAが行う川上段階でのマスタープラン策定などを日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。ま</p>	<p>しするものであり、大変重要な業務の受託である。</p> <p>官民プラットフォームのJ-CODEでは、昨年度より引き続き「改革アクションプラン」を実行し、会員企業へのきめ細かな意見交換等を通じた会員企業の要望の汲み上げにより、官民連携のプラットフォームの効果が最大限発揮され、日本企業の海外進出に繋げるための役割が強化された。また、情報発信機能の強化は、新規会員企業の加入や新規案件形成につながるものと期待できる。</p> <p>JICAとの連携については、JICAのODAによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援など、JICAが行う川上段階での案件に事業者としての機構の知見を反映させて日本企業に共有を図ることで、日本企</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>た、JICA が行う ODA による TOD プロジェクトについて、J-CODE 会員企業へセミナー等を通して情報提供を行うなど、案件形成に向けた連携を推進した。</p> <p>また、令和4年度から引き続きインドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携及び役割分担しながら計画策定支援を推進した。</p> <p>なお、機構は昭和 54 年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、令和5年度はインドネシアとタイに職員を派遣している。</p> <p>JOIN とは、令和5年5月に日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。</p> <p>人的支援に関しては、前述の JICA 長期専門家のほか、JICA 本部や JOIN 等への職員派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を</p>	<p>業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへ参画については、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見を提供し、民間事業者と相互補完しつつ業務を効率的に推進した。</p> <p>JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力を行い案件形成することで、JOIN による出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。JOIN との覚書交換により、過年度から連携している JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援に、機構の持つ住宅・都市開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出資による支援と組み合わせることにより、日本企業に対する「川上から川下まで」切れ目のない支援の枠組みを構築した。</p> <p>人的支援については、各機関へ職員を派遣することで、機構の都市開発等にかかる知見やノウハウの共有と、機構の認知</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>推進した。また、派遣先で得た知識と経験を職員間で共有するため、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>機構の海外展開支援に関係する研修・視察について、令和5年度は77の国と地域に対して81回受け入れた。</p> <p>研修・視察のうち、海外へ向けた国際会議やセミナー等における講演・出展等を22回実施した。海外で開催された国際会議やセミナー等での講演に加え、海外の要人が訪日する G7 都市大臣会合や日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合などの国際会議等の機会を活用し、知見を提供した。</p> <p>上記のほか、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの研修・視察の受入れを59回実施し、約850人を案内した。海外の政府機関や事業者等のカウンターパートへの事例紹介のほか、令和6年2月のカンボジア副首相へのみなどみらい地区及びヌーヴェル赤羽台・URまちとくらしのミュージアム案内など、訪日した各国の要人に対する視察案内も積極的に実施した。</p> <p>このうち、JICA 等が実施する開発途上国の技術者等を対象とした研修プログラムでの講義を22回実施し、273人が受講した。座学や現場での講義を通じ、TOD 事業や密集市街地の整備改善事業など、開発途上国が直面している都市課題に</p>	<p>度向上につながった。人材育成面についても、派遣先で得た知識と経験の共有により、海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のノウハウが蓄積し、組織力向上につながった。</p> <p>海外へ向けた国際会議やセミナー等での講演・出展については、海外の国際会議等へ招聘される機会が増加し、講演をきっかけとした新たな関係構築に繋がるなどの成果につながっている。ベトナムのホーチミン市における日本の TOD 開発に関する講演は現地メディアにも取り上げられ、TOD への関心の高さを示すとともに、講演をきっかけにホーチミン市から TOD への支援を依頼されるなど、新たな関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりにもなっている。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートに現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、タイやインドネシアなど、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。また、JICA の研修プログラムは様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に貢献している。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>ついでに機構や日本の知見を提供した。</p> <p>令和5年2月に発生したトルコ・シリア地震への対応として、令和5年10月にJICAによるトルコ復興計画支援・調査団の一員として2名の職員を被災地のカフラーンマラシュ市に派遣した。現地では阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興の取組についての講演や、建築家協会との意見交換、市職員及び現地学生とのワークショップ等を実施した。</p> <p>また、令和6年2月には、JICAのウクライナ緊急復興・復旧プロジェクトにより訪日した地方・国土・インフラ発展省や復興インフラ開発庁、各都市の市長などからなる視察団に、機構による東日本大震災などでの復興まちづくり支援についての説明を実施した。</p> <p>これらの海外展開支援に関係する講演・出展や視察・研修の受入れにより、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。</p>	<p>トルコやウクライナへの復興支援では、機構が東日本大震災等の支援を通じて培った復興まちづくりの知見に期待を寄せられており、被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>
<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクスコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅にお</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに6団地（累計139団地） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに10団地（累計143団地） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 1,372件 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 22,000戸を維持 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 44戸 	<p><評定と根拠> I-2-(1)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、年度計画に定めた6団地を上回る10団地で形成に至った結果、中期目標期間の計画値71団地（累計目標120団地）形成に対し、94団地（累計143団地）を形成し、目標を大きく上回り、達成率は167%となった。</p> <p>これは、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>る安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 66件 	<p>住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に</p>
<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実に、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p>			<p>応じた多種多様な施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍において途絶えた連携体制の再構築を図ったことや地域住民のニーズ等を一つ一つ把握しながら、工夫を凝らして地域活動を再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会の創出といった高いニーズへの適切な対応であり、各団地の地域関係者等から「高齢者を含む近隣トラブルが解決した」等と</p>
<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、地域に不足している医療福祉施設をUR賃貸住宅団地内への誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療・介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成を推進している。</p> <p>令和5年度には、新たに5団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地）において着手し、新たに10団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地）において形成し計画値の6団地を大きく上回った（累計143団地）。</p>	<p>評価されている。</p> <p>また、令和4年度から試行実施しているUR子育てサポーターについては、令和5年度から対象エリアに配置することで本格的にサービスを開始し、子育てしやすい環境の充実に図っている。</p> <p>地域医療福祉拠点化を進めた団地を中心に、連携体制を構築した地域関係者に加え地方公共団体、大学、民間事業者等との連携や、豊かな屋外空間・共用部等団地の強みを活かした施策を展開することで、「地域住民同士で新たな交流が生</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、その結果を適切に活用して地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和3年度末時点において、中期目標に定められている「累計で120団地程度」（概ね1,000戸以上に限る。）の形成を前倒しで達成。引き続き施策を推進し、令和5年度においては、新たに6団地（累計で139団地）の形成を目指す。</p>		<p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、高齢者・子育て支援施設を誘致した。令和5年度末現在の高齢者支援施設は488件、子育て支援施設は645件となっている。</p> <p>また、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>令和2年度に施策効果の把握・分析を実施し、それを踏まえ、令和3・4年度において、今後の継続実施に係る検討を行っており、令和5年度には、新たな効果把握・分析を実施しており、令和6年度中に分析結果を公表する予定である。</p>	<p>まれた」など評価の声を得ており、地域の豊かなコミュニティ醸成を促進した。</p>
<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者</p>		<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等の改修と並行してコミュニティ形成に資するイベントを開催するなどハード・ソフト両面の施策を行った。</p> <p>袖ヶ浦団地（千葉県習志野市）では、地域関係者からの団地内の共用空間を活かしたコミュニティ醸成に資するスペースの整備について要望があったことを踏まえ、団地と地域の多様なひと・もの・ことが集まり豊かな交流やアイデアが</p>	<p><具体的な事例・評価></p> <p>（①及び②）</p> <p>袖ヶ浦団地（千葉県習志野市）では、自治会等からの「気軽に立ち寄ることができる、心地よい空間」となるコミュニティスペース整備の要望を踏まえ、コミュニティスペース「団地いどばたラボ」を整備した（R5.4）。当該スペースに加え、（株）バーネルドと連携して屋外空間に設置したフィットネス器具等を活用し、「団地いどばたマーケット」を開催した（R5.6・9・12）。イベント参加者からは「高齢化が進む中、器具設置やイベント等により子</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>の社会参画機会の創出等を図る。</p>		<p>実践できるコミュニティスペース「団地いどばたラボ」を開設した(R5.4)。「団地いどばたラボ」に加え、(株)ポーネランドと連携してフィットネス器具等を整備した屋外空間とを連動させ、「つどう」「つくる」「ひろげる」をテーマに多世代が集まり楽しむ「団地いどばたマーケット」を開催し(R5.6・9・12)、団地や地域の新たなコミュニティや交流する場の創出等を行った。</p> <p>花畑団地(東京都足立区)では、自治会等から、近年の災害の状況を踏まえ地域における防災意識の醸成や、コミュニティ形成の必要性について議論提起があり、地域関係者と連携して地区防災計画を作るための会議「みんなでつくろう防災計画」を、“花畑ささえあいプロジェクト”と銘打って実施し(R4.8～)、花畑地区の地区防災計画の策定に至った(R5.7)。また、防災意識の向上と、連携している大学の学生と地域住民の交流を目的とした防災キャンプを実施し(R5.7)、自治会と花畑ささえあいプロジェクトが連携して安否確認訓練を実施するなど地域関係者と連動して地域で支え合う関係づくりを推進するとともに防災意識の醸成を図った。</p>	<p>どもが集い、活気が出るのは良いなどの声を頂き、屋内外の環境を活かした多世代が参加しやすいイベントを実施することで、団地居住者や近隣住民から好評を得た。</p> <p>花畑団地(東京都足立区)では、自治会等からの防災意識の醸成やコミュニティ形成の要望を踏まえ、地域関係者と連携した地区防災計画作成に係る会議を組織し、花畑地区の地区防災計画を策定した(R5.7)。当該計画を踏まえたイベントの実施を通して、地域住民からは「普段お話しができない方と話ができ良かった」「普段から顔が見える繋がりを持つことも大事だと感じた」などの声を頂くなど、地域住民への防災意識とともにコミュニティの醸成に貢献している。</p> <p>(②及び③)</p> <p>高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給や見守りサービスの提供等を進めた。</p>
<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者</p>		<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポ</p>	

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>ート住宅」を供給（1,207戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で利用でき、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡等を行う「見守りサービス」は引き続き提供しており（令和5年度申込件数は1,372件）、令和4年度から事業者の選択肢が増加し、駆けつけ等のオプションを含めたサービスの向上が図られた。</p> <p>賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給等を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を実施した。</p> <p>また、団地に常駐し、高齢者等に対する見守りや相談対応等の居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーの配置を推進しており、令和5年度末時点で累計184人となっている。</p> <p>高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズ把握に努め、地域関係者との連携を図ることで、緩やかな見守り体制の構築に資するとともに、地域に寄り添ったイベント企画やハード整備といった施策を推進し、高齢者等の生きがい創出につなげている。</p>	<p>また、配置を推進している生活支援アドバイザーが、生活に困窮する高齢者への対応等について、必要な各地域関係者や専門機関等に適切に繋ぎ、団地を含む地域の高齢者等の見守りを連携して実施することで、地域住民や地域関係者から感謝の声を頂いている。このように、居住者に安心感を与えるとともに、地域関係者との連携を一層深化させることで、団地の住環境の向上に貢献している。</p>
④ 安心して子育てができる住環		④ 安心して子育てができる住環	

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅、子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給や子育て世帯に対する近居促進制度による支援の実施、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>		<p>境の整備</p> <p>子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たす新規居住者の家賃を最大2割減額する「子育て割」を、引き続き着実に供給し、令和5年度は新たに44戸の供給を行った。</p> <p>また、令和4年1月からは、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額（近居割）を拡充することとし、令和5年度末時点において2,201戸で実施するなど、安心して子育てできる環境整備を図った。</p> <p>さらに、令和4年度に試行配置したUR子育てサポーターについて、令和5年度は本格実施として提供エリアに配置し、地域のニーズを把握しやすい体制を構築することで、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催、子育て世帯の相談対応等のサービスを提供した。なお、UR子育てサポーター企画運営のイベントは令和5年度に37回実施した。</p> <p>加えて、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、子育て支援施設等を誘致した。令和5年度末現在の子育て支援施設は645件となっている。（再掲）</p> <p>各団地において、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供等を促進した。</p> <p>光が丘パークタウン公園南（東京都練馬区）では、自治会や地域の子育て団体等と子育て支援に係る</p>	<p>UR子育てサポーターについて、本格的に体制構築することで、地域のニーズに沿った、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催等のサービスを提供し、イベント参加者からは、「参加者同士で顔見知りになり、日常的な交流することができた」と評価されており、子育てしやすい環境の充実に寄与している。</p> <p>（②及び④）</p> <p>光が丘パークタウン公園南（東京都練馬区）においては、自治会や地域の子育て団体等</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>スペース整備について議論を重ね、令和5年1月に団地共用部に開設した地域の子育て世帯の活動を応援するコミュニティスペースを用いたオープニングイベント（R5.1・5）として、お魚つり遊び、鬼の面づくり等の親子で参加できるメニューを用意するなど、子どもや子育て世帯のニーズを踏まえたコミュニティ形成を進めた。</p> <p>水草団地（愛知県名古屋市）においては、日本赤十字社との連携の下、団地の集会所等を活用して、夏休み期間における子どもの居場所づくりを学び・遊びを实践するかたちで行った。その他、日本赤十字社とは令和4年度に締結した連携協定に基づき、浜甲子園なぎさ街団地（兵庫県西宮市）をはじめとする各地の団地において、救命・健康支援講習会、防災セミナー等を行うなど、連携を深化させた。</p>	<p>の要望を踏まえ整備したコミュニティスペースを活用し、子育て世帯に向けたイベントを開催することで、子育てしやすい環境の整備等を実施した。地域住民からは「子どもを遊ばせながら、同じ地域のママやパパたちと交流することができた」などの声を頂くなど、多様なニーズに対応しながら交流機会の創出を図ることでコミュニティの醸成に寄与した。</p> <p>過年度に協定締結した日本赤十字社とは、福生団地（東京都福生市）、水草団地（愛知県名古屋市）及び浜甲子園なぎさ街団地（兵庫県西宮市）において、救命・健康支援講習会、防災セミナー、集会所等を活用した夏休み期間中の子どもの居場所づくり等、多くの地域で協働での活動を展開し、連携の深化を図るとともに、地域の健康・安全な生活及び地域コミュニティの活性化に寄与した。</p>
<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。これらの施策については、コロナ禍を契機とした生活様式や働き方の変化も踏まえて実施する。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構</p>		<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>コロナ禍で蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、地域関係者と連携し、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>豊洲四丁目団地（東京都江東区）においては、芝浦工業大学と連携協定を締結（R5.9）し、持続可能な地域づくりとして、居住者の外出行動や他者とのかかわり等を調査の上、「孤独・孤立の防止」や「コミュニティ活性化」のための建築</p>	<p>(③及び⑤)</p> <p>豊洲四丁目団地（東京都江東区）では、他団地で連携した取組を実施していた芝浦工業大学と連携協定を締結し、団地居住者に調査・ヒアリングを行い、多様化するライフスタイルを建築計画に対応する取組を</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>		<p>計画の指針や効果的なコミュニケーション創出の計画づくり等を推進している。</p> <p>このように、令和5年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和6年3月31日現在で有効な連携協定数は66件となっている。</p> <p>このほか「URふるさと応援プロジェクト」として、機構が事業に関わる地方都市等と団地の連携を令和3年度から本格的に実施している。令和5年度はアーベインルネス若久団地（福岡県福岡市）では、令和2年度に協定を締結し連携している純真短期大学と、地方都市再生に取り組む地方公共団体（熊本県荒尾市・福岡県朝倉市）等をつなぎ、野菜の直販や移動販売の要素も加えた「若久団地マルシェ」(R5.10)を開催した。また、田島団地（埼玉県さいたま市）では宮城復興局・岩手復興局と連携し、三陸地方の紹介や地元の特産品を扱うマルシェを実施し、キャナルタウンウエスト（兵庫県神戸市）では鳥取県米子市と連携し、産地直送の野菜や果物などを販売するマルシェ等を開催し、地域住民と地方都市の交流促進を図った。</p>	<p>進めている。</p> <p>このほか「URふるさと応援プロジェクト」として、アーベインルネス若久団地（福岡県福岡市）、田島団地（埼玉県さいたま市）及びキャナルタウンウエスト（兵庫県神戸市）において開催したマルシェ等を通じ、団地空間等を活用した地方都市の魅力発信や、団地を中心とした地域住民と地方都市の交流の促進に寄与し、新しいつながりを創出するとともに、地域経済の活性化にも寄与している。</p> <p>以上により、団地だけでなく地域コミュニティの拠点となる施設整備や多様な世代・ライフスタイルへ対応するソフト展開を実施するなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>
<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まち</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 50% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 78% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 6,055戸 	<p><評定と根拠> I-2-(2)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>団地再生事業により供給した整備敷地等9件のうち7件は、地方公共団体と連携協力の上、新たな機能の導入等を目的に供給し、社会課題の解決に貢献した。</p> <p>供給済みの整備敷地等では、</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
づくりを推進する。	<評価の視点> ・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。	・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 46件（令和6年3月末時点で有効なもの）	地域の価値・魅力向上に資する施設が開設した。 これらにより、地方公共団体等とともに、団地を貴重な地域資源とした、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献した。
① 地域の魅力を高める団地への再生 地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい、柔軟に働ける場等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。 なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。 また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。 全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。	① 地域の魅力を高める団地への再生 地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。 事業の実施に当たっては、建替住宅を1,042戸（西大和（埼玉県和光市）、赤羽台（東京都板橋区）、東中神駅北地区（東京都昭島市））供給するとともに、UR賃貸住宅ストックを6,055戸削減し、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。 事業を予定する団地において、コミュニティの活性化及び資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。（令和5年度契約件数518件） 全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し、11団地の譲渡、返還等の手続を完了した。 特別借受賃貸住宅については、期間満了に伴い建物所有者に2団地を返還した。	<具体的な事例・評価> 南花台団地（大阪府河内長野市）では、団地の集約事業を契機に、郊外型ニュータウンが抱える課題に危機感を持つ行政や、団地をフィールドとして研究する大学と連携し、地域住民が主体となる様々なまちづくりの取組を進めている。令和5年度には、市へ特定譲渡する形でサッカースタジアム・公園用地を供給した。公園づくりには、計画から運営までの整備プロセスに地域住民が関わる仕組みを構築し、地域住民が参加するワークショップを定期的開催する等愛着を持ち続けられる公園を目指している。また、サッカースタジアムは、なでしこ1部リーグに所属する女子サッカーチームの本拠地として活用し、市が目指す地元チームの応援を通じた地域活性化やサッカーチームのまちづくり活動への参加、スタジアムの地域開放によるスポーツ振興など、サッカーチームと連携したまちづくりの促進を支援している。	
② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献		② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献	赤羽台団地（東京都北区）では、団地の建替えを契機に、北

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>		<p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに6件*の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は46件（令和6年3月末時点）となった。なお、令和5年度内に2件失効した連携協定等があるが、これは、令和4年度末に同一の地方公共団体（東京都板橋区）等と新たな連携協定等に発展したことによるもの及び、連携目的を達したことにより失効扱いとしたものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都板橋区等（高島平地域及び高島平団地におけるウェルフェアの発展に向けた連携協定書） ・東京都板橋区（高島平地域のまちづくりの推進に係る基本協定書） ・東京都板橋区（高島平地域における交流核の整備推進に係る実施協定書） ・千葉県千葉市等（千葉うみさとラインのブランディングに関する連携協定書） ・奈良県奈良市（奈良市と独立行政法人都市再生機構との地域活性化包括連携協定） ・福岡県北九州市等（持続可能なまちづくりに関する覚書） 	<p>区等と連携し、地域に必要とされる多様な機能を導入するなど、地域に開かれた団地への再生を実現している。令和5年度には、日本の住まいとまちづくりを対象とした都市の暮らしの歴史を学び、未来を志向する情報発信施設である「URまちとくらしのミュージアム」が開館した。ミュージアム棟及び保存住棟だけでなく屋外空間も含めた街区全体をミュージアムとして位置付け、地域住民・団地住民のためのコミュニティデザイン等の提案をする「まちとくらしのトライアルコンペ」を実施するなど、新たな暮らし方を探求するまちづくりの実験場として活動の展開を予定している。また、当団地において、東洋大学情報連携学部との共同研究として、モニタリング住戸を用いた未来の住まい方の研究等を行うOSURを展開しているが、令和5年度には、前中期目標期間の平成30年度に供給した整備敷地に、同大学の校舎が新たに開設され、学びの空間形成が促進されている。</p> <p>洋光台北団地（神奈川県横浜市）では、日常生活圏域において、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護施設が未整備であるため、高齢者支援機能の不足が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、市と連携し、小規模多機能型居宅介護事</p>
<p>これらの施策を推進することにより、令和5年度において団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既</p>		<p>団地再生事業により供給した整備敷地等（全9件）のうち、7件*については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として</p>	<p>援機能の不足が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、市と連携し、小規模多機能型居宅介護事</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>存の機能の強化を目的として供給する割合について、50%を目指す。</p>		<p>供給した（全体の約78%）。</p> <p>※ 主な用途（対象7件：団地名等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便等：1件（戸頭団地（茨城県取手市、商業施設及び医療・地域交流）） ・ 高齢者生活支援：2件（洋光台北団地（神奈川県横浜市、小規模多機能型居宅介護事業所）、緑苑東団地（岐阜県各務原市、ケアハウス（軽費有料老人ホーム））） ・ 地域交流：2件（南花台団地（大阪府河内長野市、公園・サッカーグラウンド）、高森台団地（愛知県春日井市、コミュニティ施設）、新多聞団地（兵庫県神戸市、コミュニティ施設等）） ・ 情報発信：1件（赤羽台団地（東京都北区、URまちとくらしのミュージアム）） <p>この他、住宅用途：2件（豊四季団地（千葉県柏市）、山の田団地（山口県下関市））</p>	<p>業所の設置を必須とする公募を令和4年度に実施し、令和5年度に供給した。施設には、地域交流スペースや広場が併設される見込みで、体操教室や遊び教室、子ども食堂など、様々な地域交流に資するイベントが行われる予定となっており、課題解決への貢献が見込まれる。</p> <p>緑苑東団地（岐阜県各務原市）では、当該地域が市内でも高齢化が進んでいることから、地元自治会から市に対して高齢者支援施設の誘致要望があり、市は誘致に向けた検討を行っていた。機構は、こうした状況を踏まえ、整備敷地における施設誘致にあたり、高齢者福祉計画や介護保険事業計画への位置付け等、市と連携し、高齢者福祉施設を必須とする公募を令和2年度に実施、基盤整備完了後の令和5年度に供給し、ケアハウス（軽費有料老人ホーム）が整備される見込みである。事業者は、施設を活用し団地居住者を含む地域住民に対し、生活相談を行う予定で、市は事業者による地域連携にも期待している。</p> <p>戸頭団地（茨城県取手市）では、当該地域の医療・福祉機能及び生活利便性の確保が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、市と協議し、立地適正化計画において位置付けられた都市機能</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>誘導区域に求められる誘導施設（医療・福祉連携施設、子育て施設、市民交流施設）を誘致するべく令和5年度に公募を実施し、医療・福祉連携施設、市民交流施設、商業施設を計画する事業者に決定した。市や団地自治会は、賑わい創出に寄与する機能や地域医療福祉拠点化に資する機能の整備に期待している。</p> <p>高森台団地（愛知県春日井市）では、市や自治会から多世代の地域交流に繋がる土地利用のニーズがあった。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、多様な業種にヒアリングする中で、地域貢献を目的に地域の人々が集えるコミュニティ施設の整備を目指す事業者を発掘した。令和5年度に地域住民のコミュニティ形成に資する施設を必須条件として公募し、供給した。市は、整備予定の施設を通じて地域が盛り上がることを期待し、団地自治会も施設での活動を通じて、地域の組織同士のつながりが出来ることを期待している。</p> <p>新多聞団地（兵庫県神戸市）では、団地及び地域の活性化に繋がる土地利用の実現が課題となっていた。機構は、整備敷地における施設誘致にあたり、地域の魅力・価値向上に資する用途及び取組を1つ以上実施することを条件に令和4年度に公募し、令和5年度に供給し</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>た。</p> <p>過年度供給済みの整備敷地について、令和5年度は、浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）の公園・グラウンドを含む3施設が開設し、地域の価値・魅力向上に貢献した。</p> <p>地方公共団体との連携構築・強化では、令和5年度に、新たに6件の連携協定等を締結し、地方公共団体等とともに、社会課題に柔軟に対応した。そのうち、千葉県千葉市、佐倉市、八千代市及び民間事業者とは、東京湾から印旛沼まで、約30kmにわたる花見川・新川流域一帯の魅力を高める取組である「千葉うみさとライン」プロジェクトの始動に併せて、互いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>奈良県奈良市とは、相互に連携することで、両者が目指すまちづくりの取組を一層加速させることを目的とした連携協定を締結した。</p> <p>以上により、居住者から移転等に対する理解を得ることによって、はじめて創出できる整</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
			<p>備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、難易度及び重要度の高い定量目標について、行政や地元自治会等との調整や事業者の進出ニーズの調査を積極的に努めることで、計画値を大きく上回る実績（計画値対比156%）を達成したことに加え、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献したことからA評定とする。</p>
<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 63%以上 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 44棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 64.2% ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 49棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅の供給戸数 7,997戸 ・建替住宅の供給戸数 1,042戸 	<p><評定と根拠> I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。</p> <p>また、家賃補助付きのセーフティネット専用住宅や自立支援スキームを推進し、地域における住宅セーフティネットに貢献した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 1,042戸の建替住宅、7,997戸のリノベーション住宅の供給に加え、年度計画を上回るバリアフリー化の促進により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅を供給する役割を果たした。</p> <p>団地や地域の活性化を目的とした民間事業者との連携では、花見川団地(千葉県千葉市)の共用部(商店街区)リノベ</p>
<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和3年度末時点において、中期目標に定められている「60%以上」を前倒しで達成。引き</p>		<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、1,042戸の建替住宅、7,997戸のリノベーション住宅を供給するとともに、住戸内の手すり設置や段差解消等によるバリアフリー化を推進した。</p> <p>その結果、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、64.2%となり、年度</p>	

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>続き施策を推進し、令和5年度末時点において63%以上を目指す。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>		<p>計画で定めた「令和5年度末時点において63%以上」の目標を達成した。</p> <p>また、団地や地域の活性化のために、民間事業者との連携も進めており、花見川団地（千葉県千葉市）では令和6年3月に民間事業者との共用部（商店街区）リノベーションが完成した。このほかにも虹ヶ丘団地（神奈川県川崎市）では、少子高齢化が進行する郊外住宅地における買い物の利便性向上を目指すために、空中配送ロボットの実証実験を行った。</p> <p>さらに、左近山団地（神奈川県横浜市）では、横浜市と連携し、UR賃貸施設を活用した新たなコワーキングスペース兼地域コミュニティの活性化に資する施設「トリオ左近山」をオープンさせ、横浜市郊外部における働く場に関する実証実験に協力した。</p>	<p>ションが完成し、人々の滞留を促し、交流の場を創出した。</p>
<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施する。令和5年度においては44棟の耐震改修等を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とすることを目指す。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズ</p>		<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和5年度に49棟の耐震改修等を実施した結果、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合が95.6%となった。</p> <p>世帯属性に左右されない入居者募集のために、様々な入居制度を活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と、支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km）のUR賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居す</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、49棟の耐震改修等を実施した結果、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合が95.6%となった。</p> <p>また、近居割、そのママ割、健康寿命サポート住宅等の入居制度を活用し、世帯属性に左右されない入居者の募集を引き続き実施した。</p> <p>家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数については、各自治体で前年度を上回る住戸数の登録を行い、新たな自治体から要請を受けて登録を行うなど地域における地域における住宅セーフティネ</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>に対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。このほか、CS（顧客満足）の観点を踏まえつつ、契約内容説明のオンライン化等、DXの推進を図る。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p> <p>さらに、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、その入居に関する地方公共団体の要請等に対し、地方公共団体との役割分担を踏まえ、必要に応じてNPO法人等との連携を図るなど、適切に対応する。</p>		<p>る世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」（近居割対象1,190団地、近居割ワイド対象152エリア587団地）を引き続き実施した。</p> <p>加えて、国の財政支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯に対する減額率を5%から20%に拡充（令和4年1月から募集開始）し、更なる推進を図ったことで、近居割による年間契約件数は6,969件となった。</p> <p>現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯に向けた「そのママ割」や、年齢を重ねても健康に長く住み続けられる住宅を目指し、転倒防止など安全に配慮した設備と環境を整えた「健康寿命サポート住宅」についても、それぞれ1,000件以上の契約締結に至った。</p> <p>お客様の希望に応じて契約内容説明をオンラインで102件実施するなどDXの推進を図った。加えて、グリーンタウン小金井団地（東京都小金井市）ではUR賃貸住宅初となるスマートホームを供給した。</p> <p>また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。</p> <p>UR賃貸住宅を活用した家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数について、令和4年度に要請を受けた神奈川県横浜市、福岡県福岡市及び東京都墨田区で新たに17戸登録した。加えて、東京都北区からも新たに要請を受けて北区初となる登録を行った。この結果、令和5年度末時点における登録数は27戸となった。</p>	<p>ットに貢献した。自立支援スキームについても、令和5年度は3つの自治体と連携し居住支援法人に対してUR賃貸住宅を提供できる環境をつくることができた。</p> <p>以上により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現に加え、地域における住宅セーフティネットに貢献しており、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>さらに、令和3年度から試行実施を開始した自立支援スキーム（生活支援等を行う居住支援法人等にUR賃貸住宅の空き住戸を賃貸する取組）については、居住支援法人が必要なタイミングで住戸を提供できるよう制度を改良した。</p> <p>その上で、新たに東京都町田市、兵庫県神戸市及び福岡県福岡市と連携し、各市で活動する居住支援法人にUR賃貸住宅を賃貸することができるようになり、令和5年度末時点における自立支援スキームの累計契約件数は11戸になった。</p>	
<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>		<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約13,600世帯）について、国から財政支援約2.7億円を得て、総額約6.5億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯（約18,000世帯*）については、国から財政支援約17億円を得て、総額約49億円の家賃減額を実施した。（*減額適用世帯数は管理戸数である。）</p> <p>平成28年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施している健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約3,700世帯）について、国から財政支援約1.9億円を得て、総額約3.9億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした新規入居者の家賃を最大2割減額する「子育て割」（約3,000世帯）については、国から財政支援約2.1億円を得て、</p>	

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>総額約 4.3 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>近居割についても、支援する親族世帯と近居することになった一定の所得の子育て世帯(約 2,000 世帯)は国から財政支援約 2.0 億円を得て、総額 2.7 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者(約 22,300 世帯(うち低所得高齢者世帯等約 14,900 世帯))について、国から財政支援約 43 億円を得つつ、総額約 71 億円(うち低所得高齢者世帯等約 59 億円)の家賃減額を実施した。</p>	
<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡しが完了したものの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p> <p>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(既に宅地等の引渡しが完了した地区を</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することな 	<p><主要な業務実績></p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施した。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、3町(大熊町・双葉町・浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等約216ha(令和4年度に区域拡大した2地区8haを含むため、指標の208haとは一致</p>	<p><評定と根拠> I-3-(1) (2) 評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除され、復興・再生が本格的に進んでいる。住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、機構は適切な支援体制を確保しながら、継続してハード・ソフト両面での支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。特に、大熊町下野上地区において着実な基盤整備を推進するとともに、地域活動拠点をういたソフト施策も両輪で行うことで、住民帰還に欠かせない、住まい、生業、賑わいづく</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>含む累計7地区約208ha_o)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p> <p>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha_o)等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和2年度までに宅地等引渡しを完了した。</p> <p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る技術支援を進める。</p>	<p>く、計画どおり着実に進めているか。</p>	<p>しない)のうち令和5年度末までに約137haの引渡しが完了した。なお、原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約147ha、5地区全てを機構が実施しており、支援体制の強化を行った。</p> <p>(福島県内の現地復興支援体制：令和3年度末61名⇒令和4年度末67名⇒令和5年度末71名)</p> <p>津波被災地域においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した(復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約1,889ha、65箇所(機構調べ)の約6割1,122ha(25箇所)において機構が支援を実施)</p> <p>一方で、未活用地の土地活用を推進するため、復興庁と連携し、被災3県による会議体に参画し、知見を提供するなど様々な支援を実施した。</p> <p>現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。(岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を令和4年度末に閉鎖、令和5年4月から岩手・宮城震災復興支援事務所に統合。)</p> <p>現地復興支援体制：令和3年度末：109名⇒令和4年度末：74名⇒令和5年度末：71名)</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>【大熊町】</p> <p>大熊町からは、復興拠点(計3地区、約82ha)の整備事業等を受託し、大川原地区では行政、商業や居住などの機能を取り戻す基盤整備</p>	<p>りに貢献した。双葉町及び浪江町においてもハード整備を着実に推進し、令和5年度末までに3町累計で復興拠点整備事業の宅地137haの引渡しに至った。</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業では、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見等を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進に寄与した。</p> <p>このように、事業を着実に実施するとともに、進捗に合わせて現地復興支援体制を整備し、国、県及び被災自治体の要請に応じて、地元の意向を汲み取りながら継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>福島県の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、長きにわたり避難指示が続き、さらなる帰還意欲の低下が懸念される</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>等を令和2年度に完了し、令和5年8月に地区内で小中一貫義務教育学校と認定こども園が一体となった「学び舎ゆめの森」が新校舎の利用を開始した。令和5年度には、下野上地区で住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡し、大熊西工業団地では研究施設の宅地引渡しが完了し、進出企業等による建築工事が進行している。</p> <p><下野上地区></p> <p>令和2年度に受託したJR常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、令和4年3月から本格的に着工し、令和4年12月から町へ段階的に宅地の引渡しを開始し、令和5年6月に県が住宅を整備するエリアの宅地、10月に産業交流施設の宅地、令和6年3月に商業施設の宅地引渡しが完了した。両施設については令和6年度の開業に向け建築工事が着工した。令和6年1月と3月にはそれぞれ大野駅前と地区内を繋ぐ道路が完成した。また、地区内にて完成した町営住宅では、全50戸中、移住者の世帯28戸を含む48戸の入居が開始した。(R6.4時点)</p> <p><大熊西工業団地地区></p> <p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年10月にバイオエタノール生産研究施設の立地が決定し、令和5年6月と9月に当該箇所の宅地引渡しが完了し、令和6年10月竣工に向け施設の建築工事が着工した。</p> <p><地域再生支援></p> <p>町外から人や企業を呼び込むとともに、令和6年度の産業交流施設</p>	<p>ことから、一刻も早いまちなかの再建が求められている中、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した7地区の復興拠点整備事業支援を着実に推進した。町に賑わいを取り戻すためのソフト支援においては、ハード整備の進捗に合わせて、地元の意向を汲み取りながら、町ごとの課題に応じたオーダーメイドの支援を展開し、町からは機構による継続支援を希望されるなどの評価を得ている。</p> <p>特に、大熊町の下野上地区では、基盤整備によるハード支援を推進し、住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡しや、駅前から地区内を結ぶ道路を完成させた。加えて、ソフト支援として地域活動拠点KUMA・PREを用い、多様な主体が参加するイベント等による賑わい創出や、実証実験による需要調査等の知見を蓄積することで、産業交流施設・商業施設の指定管理予定者へのノウハウ継承を目指すほか、地元の生産活動の支援等を行っている。これらの取組を通して住民帰還に欠かせない住まいと生業の再生及び賑わい形成に寄与した。</p> <p>双葉町、浪江町においても基盤整備を着実に推進するとともに、それぞれの町の課題に応じて地域活動拠点等を用いたソフト施策を展開することで、事業者からの機構主催イベントへの出店希望や、住民主体のまちづくりに貢献するなど避</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>設・商業施設の開業に向けたまちづくりの試行の場として、地域活動拠点 KUMA・PRE を活用した施策を展開した。令和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活動しているおおくまキウイ再生クラブについて、首都圏の機構保有地を活用し、関係人口拡大を企図するイベントを展開するなどの支援を行った。</p> <p>【双葉町】</p> <p>双葉町からは、復興拠点（計2地区、約74ha）の整備事業等を受託し、令和4年度には町の悲願であった11年半ぶりの町民帰還に貢献した。双葉駅西側地区における基盤整備工事を着実に実施し、令和5年度は南エリアの宅地を引渡した。さらに双葉駅前のコミュニティセンターと既存ストックの改修等の建築物発注を支援している。</p> <p>中野地区でも着実に基盤を整備し、令和5年度には町と事業者との間で新たな立地協定が締結されたほか、地区東側での事業検討を支援している。</p> <p><中野地区></p> <p>双葉町は「働く拠点」として「中野地区復興産業拠点」を計画し、機構は事業者立地に向けた一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を受託し、着実に基盤整備を進めてきた。施設の早期立地に向けて、町と連携して、整備した敷地の段</p>	<p>難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>階的な引渡しを行った。令和5年10月には、新たに町と事業者との間でカンファレンスホテルの立地協定が締結されるなど、県内外の事業者の立地が進んでいる。また、地区の東側においては屋外空間を活かした新たな施設等の事業検討を支援している。</p> <p><地域再生支援></p> <p>双葉町においては、令和4年9月に締結した町との連携協力協定を踏まえ、駅東エリアでの交流人口・関係人口の創出・拡大や既存ストック活用の推進、町やまちづくり会社の支援を展開している。「ちいさな一歩プロジェクト」として、継続的に飲食イベント等を開催することで、地域プレイヤーの発掘や町外企業の誘導、プレイヤー間の連携を図っている。</p> <p>【浪江町】</p> <p>浪江町からは、復興拠点(計2地区、約60ha)の整備事業等を受託し、着実に復興まちづくりを推進している。浪江駅周辺地区においては、令和4年度に受託した「浪江駅周辺地区一団地事業」について、基盤整備工事を令和5年度に追加受託し、町策定の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の具現化に向けた総合的な支援を実施している。令和4年度に基盤整備工事の発注者支援を完了した南産業団地には先進的な研究開発型生産拠点が開業(R5.6)した。</p> <p><浪江駅周辺地区></p> <p>浪江駅周辺地区については、令和4年5月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業執行</p>	

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>管理・総合調整等業務を受託し、継続的な支援を行っている。令和4年6月の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の公表や令和4年9月の福島国際研究教育機構の立地決定が進んだことや、機構による支援が町から評価されたことから、令和5年度に町から基盤整備工事についても受託するに至った。</p> <p><地域再生支援></p> <p>浪江駅周辺のにぎわいづくりや関係人口の拡大に向けた各種支援のため令和3年11月に開設した地域交流スペース『なみいえ』について、令和5年度は町のメインストリートへ移設しリニューアルオープンするとともに、地域プレイヤー間の連携を図るためイベントカレンダーを設置するなどイベント発信拠点としての機能も担った。</p> <p>また、住民主体のまちづくりを目指し、機構職員の司会により、駅周辺の公共空間の使い方を議論するワークショップを開催した。</p> <p>【情報発信】</p> <p>復興の進む被災地の「今」を発信する取組として、令和5年8月には関係人口の増加を企図し、復興の進む3町の姿を発信する学生向けのスタディツアーを機構として初めて開催した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>12自治体から委託を受けた22地区1,314haの事業を実施し、令和3年度に全ての受託業務が完了した。</p> <p>令和5年度においては、造成地</p>	<p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、令和3年度において、津波被災地域で受託した22地区1,314haの面整備の業務が全て完了し、安全・安心な復興まち</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県・被災市町による「土地活用推進のための実務担当者会議」に引き続き参画（R5.7・R6.2）し、機構の支援事例等や地方都市でのまちづくり支援、ニュータウン事業での宅地販売等から得たノウハウ・知見等による助言等を行い、被災地の土地活用推進に寄与した。</p> <p>また、情報発信の施策として、URまちとくらしのミュージアムにおいて津波被災地域における震災復興支援の取組、そして復興の進む今を発信する企画展に加え、岩手県陸前高田市と宮城県女川町から譲り受けた桜をミュージアム敷地に植樹する式典を開催した。</p> <p>各種講演会や講義にも積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た知見や教訓の発信に努めることで、幅広い層に向けて事前復興支援を普及した。</p>	<p>づくりに寄与した。</p> <p>被災地の土地活用促進支援については、令和3年度から開始した復興庁と被災3県主催の「土地活用推進に関する実務担当者会議」で知見を提供し、被災地の土地活用推進に寄与した。</p> <p>復興の進むまちの「今」を発信する取組では、情報発信による関係人口の拡大等に寄与するものとして自治体から感謝の言葉を頂いた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>
<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</p> <p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGsやES</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指し、UR賃貸住宅ストックの活用・再生の推進や、海外展開支援に係る体制の強化、サイバーセキュリティの強化等に向けた体制整備を図るべく事務・事業や組織の点検及び見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠> II-1-(1) (2)、II-2</p> <p>評定：B</p> <p>組織体制の整備に当たっては、賃貸住宅部門におけるストックの活用・再生の推進や海外展開支援に係る体制の強化、サイバーセキュリティの強化等、メリハリの効いた組織体制を整備するべく事務・事業や組織の点検・見直しを行うことで、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げられる組織体制の構築に寄与した。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>G、DXといった視点を踏まえた確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>			
<p>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。</p>		<p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により経営管理に対する意識の更なる強化を図った。</p>	<p>管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。</p>
<p>2 業務の電子化</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)も踏まえたDX推進方針に基づき、DXを推進する。</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOの体制整備を行い、システムの整備及び管理を行うPJMOへの支援を推進する。</p> <p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の</p>		<p>DX推進方針に基づき、全職員のDXリテラシー向上を図りつつ、デジタル人材の育成、サービス向上や業務効率化に記す施策を推進した。また、DX施策を体系的に整理し、当該方針を具現化する行動計画として令和6年3月に「DXアクションプラン」を策定した。</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化に対応させた家賃管理・収納管理システムを令和5年5月に稼働させるとともに、必要なIT基盤の整理として、次期インターネット分離システムの構築に着手した。</p> <p>また、システムの整備及び管理に当たっては、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、手順書に基づき、システムの整備及び管理を行うPJMOに対する支援を開始した。</p> <p>業務の効率化・生産性の向上に当たっては、RPAの導入により、業務時間の短縮及びヒューマンエラーの削減を実現した。</p> <p>また、これまでのRPA導入に伴う課題や職員自らがRPAを開</p>	<p>DX推進方針に基づき、デジタル人材の育成等の各施策を推進し、当該方針の行動計画である「DXアクションプラン」を策定し今後実行することにより、顧客サービスの向上、業務の効率化や生産性をさらに向上させていくことが期待される。</p> <p>家賃管理・収納管理システムを稼働させ、さらに次期インターネット分離システムの構築に着手し、適時適切な情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>また、システムの整備及び管理に当たって、PMOの設置等の体制整備を完了し、手順書に基づきPJMOに対する支援を開始した。</p> <p>RPAの導入により、業務時間の短縮及びヒューマンエラーの削減を実現した。</p> <p>今般の「RPA導入ガイドライン」の改訂により、内製化に</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>効率化・生産性の向上、RPAの効果的な活用を推進する。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書を作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>		<p>発・導入(内製化)する試行実施の結果を踏まえ、「RPA導入ガイドライン」を改訂した。</p> <p>また、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された要改修箇所について対応を行った。</p> <p>新築分野については、「集合住宅設計BIMガイドライン」及びBIMデータ類を令和5年5月に公開した。</p>	<p>よるRPAの導入プロセスを確立した。</p> <p>機構ホームページについて、ウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの対応を行った。</p> <p>設計BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>
<p>3 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理</p> <p>地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新規事業着手段階の21地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。</p> <p>② 事業実施段階のすべての地区(令和5年4月1日時点:184地区)について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、38地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。</p>	<p><評定と根拠> II-3-(1)(2)、II-4</p> <p>評定：B</p> <p>新規事業着手段階の21地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。</p> <p>また、事業実施段階の184地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、38地区で見直し</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>見直しを行う。</p> <p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。</p>		<p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価2件、再評価1件、事後評価2件を実施した。再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>を実施した。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価2件、再評価1件、事後評価2件を実施した。うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>
<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、第三中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に削減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費については、継続的な経費の削減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額を削減した。</p> <p>また、事業費について、令和5年度は1,096億円分の工事調達を実施した。</p> <p>コスト削減に向けては、市場動向調査による適正コストの把握、契約実績分析による調達の現状把握を行うと共に、発注効率化に資する既往の施策を継続実施した。加えて、入札前に競争参加者と技術交渉を行う「入札前技術交渉方式」を適用して工事発注を実施した。コスト削減を図りながら工事落札を実現した。</p>	<p>一般管理費については、継続的な経費の削減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額を削減した。</p> <p>市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直し、発注の効率化等の各種施策により事業の効率的な執行とコスト構造の一層の改善を図った。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>的に配分する。</p> <p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和5年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、職員の調達制度の理解度を向上させるための契約業務研修等の施策、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。</p> <p>特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約事務の効率化・デジタル化等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>さらに、「令和5年度調達等合理化計画」に定めた施策に加えて、次の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達の社内承認手続について、承認の視点や責任範囲を明確化し、業務の水準向上と効率化・迅速化を推進するため、手続の統 	<p><評定と根拠> II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和5年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>さらに、「令和5年度調達等合理化計画」に定めた施策に加え、追加の施策によって、社内承認手続の大幅な事務見直しとともに、デジタル技術の導入による事務負担の軽減を推進するために新たに調達ワークフローシステムの開発を進め、大きな業務改善を図るとともに、職員の調達に関するノウハウを共有・継承する環境を整備し、職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上によって内部統制の強化を図った。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>廃合や承認者の再設定を行い、見直し対象手続を定める内規の改正を完了させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の導入によって上記の手続見直しによる業務水準の維持・向上と事務負担の軽減を推進するため、体系的な調達事務フローを可視化する機能及び各段階で発生する社内承認手続の電子決裁機能を実装する調達ワークフローシステムの構築を企画し、システム要件定義を完了させ、開発を開始した。 職員のノウハウを共有・継承する環境を整備するため、調達に関する規程集、マニュアル等、契約手続に関する書式、各種関連システムへの動線及び研修資料等の情報を一元化する「調達ポータルサイト」をイントラネットに新たに構築し、事務に関する情報へのアクセス性を向上させた。 職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上を図るとともに、公正性・透明性・競争性の観点のみならず、機構の事業に求められている使命、事業経営及び品質確保といった多角的な観点を加えたバランス感覚を養うため、難易度の高い実例をもとに「最適な発注方法の検討」や「契約解除等のトラブルが発生した場合の対応」を行う全編グループワーク型の調達シミュレーション研修を実施した。 <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たって監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会にお</p>	<p>た。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>いて自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施 監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>
<p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。</p> <p>賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。</p> <p>令和2年度末時点において、中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を前倒しで達成。引き続き、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を令和4年度末比で680億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。</p> <p>資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、借入や債券発行の多様化を図るとともに、IR活動の強化を通じて、財務基盤を支える投資家層の拡大と機構事業に対す</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 年度計画 680億円を削減 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画 1,120億円を削減 <p>令和5年度においては、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は9,076億円と、年度計画の8,301億円に対して774億円増加した。</p> <p>これにより有利子負債は、年度計画（680億円）を上回る1,120億円を削減した。令和5年度末の有利子負債残高は9兆6,606億円となり、平成25年度末からは約2.7兆円を削減、機構設立時から約6.6兆円を削減した。</p> <p>また、有利子負債の削減を進めつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。</p> <p>その結果、都市再生事業においては、令和5年度に新規の投資計画を決定した地区は、「渋谷駅周辺地区（東京都渋谷区）」等5地区と</p>	<p><評定と根拠>Ⅲ-1、2、3、4</p> <p>評定：A</p> <p>有利子負債については、各事業部門における営業努力による業務収入等の確保により、年度計画（680億円）を上回る1,120億円（達成165%）の削減を達成した。</p> <p>令和5年度末の有利子負債残高は9兆6,606億円となり、平成25年度末からは約2.7兆円を削減、機構設立時から約6.6兆円を削減した。</p> <p>なお、純利益については、24億円を確保した。</p> <p>資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金により低利固定化を進めつつ、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。</p> <p>また、令和5年度より、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドを新たに発行し、債券の発行年限多様化及び</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>る広い賛同の獲得に努める。</p> <p>2 予算 別表1のとおり。</p> <p>3 収支計画 別表2のとおり。</p> <p>4 資金計画 別表3のとおり。</p>		<p>なっている。賃貸住宅事業においては、令和5年度中に6,055戸のストックを削減するとともに、建替住宅1,042戸、リノベーション住宅7,997戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。</p> <p>なお、純利益については24億円を確保した。</p> <p>資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。</p> <p>また、令和5年度から、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドを新たに発行し、債券の発行年限多様化及び積極的なIR活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現した（投資表明については、新たに64件獲得し、令和5年度末累計で219件に増加）。</p>	<p>積極的なIR活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤の構築に寄与した。</p> <p>以上により、令和5年度における所期の目標を達成しており、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進し、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>
<p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額:3,800億円 想定される理由：予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。</p>	<p><主な定量的な指標> — <その他の指標> —</p>	<p><主要な業務実績> 目標設定に係る趣旨を踏まえ、限度額の範囲内において、延べ7回にわたる総額803億円の借入れ及び返済を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：—</p>
<p>V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。</p>	<p><主な定量的な指標> — <その他の指標> —</p>	<p><主要な業務実績> —</p>	<p><評定と根拠> 評定：—</p>
<p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>	<p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>	<p><主な定量的な指標> — <その他の指標> —</p>	<p><主要な業務実績> —</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。	<主な定量的な指標> - <その他の指標>	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：-
2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	-		
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。			
4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制会議等において、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスクに適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・全役員で構成される内部統制会議で、一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等	<評定と根拠>Ⅶ-4、5-(1) (2)(3)、6-(1)(2)(3) (4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>上を図る。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発が図られるようコンプライアンス意識啓発研修を実施した。 ・コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 ・イントラネットを活用した研修を実施した。 	<p>コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p>
<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・トップページ上部に能登半島地震に関するリンクバナーを掲示し、機構の対応状況等を適切に情報発信した。 	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p>
<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>		<p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。</p> <p>さらに、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修(新規採用職員・新任管理職・新任3～5級職員に対する研修)及び中途採</p>	<p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。</p> <p>さらに、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティポリシーの更なる維持・向上を図る。</p>		<p>用職員研修、全役職員向け研修、IT担当者向け研修等に加え、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施し、それに加え、毎月役職員等に対して情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る啓発を行った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>	<p>セキュリティ通信の発信を行い、情報セキュリティに係る啓発を行うことで、役職員等の情報セキュリティポリシーの維持・向上を図った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>
<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が3年に1度は受講する方針に基づく研修を実施した。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>
<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活 	<p>人員数については、宅地業務の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性の向</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍を経て、集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、デジタル人材を含め高度な専門性を有する人材の確保・育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたもの</p>	<p>躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</p>	<p>上を目的として、令和5年度において、202件、延べ13,146人に研修を実施した。集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施した。</p> <p>新任管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和4年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。</p> <p>ビジネススキル等を幅広く学ぶことができるeラーニングプログラムを引き続き活用するとともに、ビジネススクールの対象を若手職員にも広げるなど自己啓発支援の拡充を図った。</p> <p>さらに、DX推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励、支援を実施した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を引き続き実施した。</p> <p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。</p>	<p>研修を実施することにより、受講のしやすさや、質の向上に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p> <p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>となるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、育児や介護と両立しながら働き続けることのできる環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>		<p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成31年4月1日～令和6年3月31日)における目標(女性の管理職等の人数(平成30年度末39人)を期間内に倍増させる)に対し、令和5年度末時点で女性管理職等の人数を78人とし、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、令和5年度に各職員が使用していた固定電話をスマートフォンへ切替え、テレワーク環境を整えるとともに、各種研修及び啓蒙を実施することにより、これまでに整備してきた制度、ツールの定着化を図った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和5年度末時点で女性管理職等の人数をさらに増加させ、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.93%(令和5年6月1日時点)の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>
<p>7 保有資産の適切な管理・運用</p> <p>機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産について</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」</p>	<p><評定と根拠>Ⅶ-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2)</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>では、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。</p>	<p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。</p> <p>・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。</p> <p>・集合住宅ストックの維持・更新・</p>	<p>(令和元年8月策定)に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。</p>	<p>評定：B</p> <p>機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。</p>
<p>8 環境及び都市景観への配慮</p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部での省エネ性能の高い照明器具への改修等により、令和5年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減した。</p> <p>また、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030年度におけるCO2排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を令和6年3月に公開した。</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p>
<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-eco Plan 2019）に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p> <p>また、政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言及び「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、UR-eco Plan 2019を踏まえ、UR賃貸住宅の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの創出を促進するとともに、次期地球温暖化対策実行計画の検討を行う。</p>	<p>再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部での省エネ性能の高い照明器具への改修等により、令和5年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減した。</p> <p>また、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030年度におけるCO2排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を令和6年3月に公開した。</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p> <p>また、具体的な行動計画を伴った次期5か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。</p> <p>令和5年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p>
<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月30日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産</p>	<p>再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p> <p>また、具体的な行動計画を伴った次期5か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。</p> <p>令和5年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価																																		
<p>物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。</p> <p>なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等を実施し、「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値の達成に努めた。</p> <p>令和5年度における建設副産物の再資源化率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象品目</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>97%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>排出率</td> <td>3.0%以下</td> <td>2.65%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>98%以上</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率</td> <td>80%以上</td> <td>98.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:集計対象は令和5年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	対象品目		令和5年度		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.9%	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.1%	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%	
対象品目		令和5年度																																			
		目標値	実績値																																		
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%																																		
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%																																		
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.9%																																		
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%																																		
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%																																		
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.1%																																		
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%																																		
<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、令和5年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%（機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く）調達した。また、公共工事では数値目標を設定した22品目について100%目標を達成した。</p>	<p>環境物品等の調達は、設定した目標を達成した。</p>																																		
<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出</p>		<p>既存樹木の保存・利活用（西大和等4地区）、屋上等建築物の緑化（2地区）、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチの導入（ヌーヴェル赤羽台等2地区）等を実施した。</p> <p>また、多摩平の森団地内緑地において、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であることが評価され、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得した。</p>	<p>各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。</p> <p>また、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得することにより、対外的な評価も獲得した。</p>																																		

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>を図る。</p> <p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、プレイスメイキングの視点も踏まえた居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>浜見平地区J・K街区において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために、土地譲渡に関して景観審議会の審議を受けることを公募条件として示す等の取組を実施した。</p> <p>また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、全建賞、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞等の賞を17件受賞した。</p>	<p>各種施策を通じて、良好な都市景観の形成を着実に推進した。</p> <p>また、事業地区において、様々な団体等から17件の賞を受賞し、対外的な評価も獲得した。</p>
<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>DXの推進を始めとする国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>			
<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、AI・IoT、自動運転、Maas等の急速な技術革新やBIM・CIM及びスマートシティ推進、ドローン活用への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携し</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を50件実施した。(継続案件含む。)</p> <p>このうち、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発は30件である。(継続案件含む。)</p> <p>また、IoTやAI等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想の下、東洋大学情</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。</p> <p>「Open Smart UR」においては、生活モニタリングを通じて収集したデータの解析を踏ま</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
<p>た研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>報連携学部と「Open Smart UR」の共同研究を行っている。</p> <p>令和5年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟に整備した生活可能なモデル住戸を活用し、生活モニタリングを4回（中期目標期間中に延べ5回）実施した。</p> <p>なお、令和元年に発足した「Open Smart UR 研究会」には、機構と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業70社が入会している。令和5年度は当該研究会を2回開催して進捗報告を行ったところ、31社（58人）が出席した。</p> <p>さらに、住生活基本計画に定める「新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進」の実現に資するものとして、集合住宅へのBIM導入による生産性向上に向けた研究で得られた知見の成果を踏まえ、令和5年5月に集合住宅用途では初となる設計BIMガイドライン及びBIMデータ類を公開した。</p> <p>設計事務所やゼネコンを中心にデータのダウンロード申込み数は約400件（R6.3時点）にのぼり、外部企業の依頼に基づくセミナーでの内容説明等も行った。</p>	<p>え、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。</p> <p>さらに、BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。多数の企業や団体からも関心を集め、積極的に普及活動を展開した。</p>
<p>（2）成果の社会還元</p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟等の活用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発信するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文（12編）の発表により、建築に関する学術・技術・芸術等分野の関係者等へ情報発信を行った。</p>	<p>研究成果については、シンポジウムやイベント、学会発表等を通じて、広く社会に対して発信するよう努めた。</p>

令和5年度・年度計画	主な評価指標	令和5年度・業務実績	自己評価
		<p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。NHK等テレビ放映4件、日経・読売・朝日等新聞掲載20件、他新建築、月刊東京人、WEB掲載等、多くのメディアに取り上げられ、令和6年3月末までで7,893人の来場者を迎え、反響を得ている。</p>	<p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館。各種メディアに取り上げられ、多くの来場者を迎えることができ、反響を得ている。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>

【参考】 評定について

評語	評価基準
S	所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果 (定量的指標においては、120%以上で、かつ質的に顕著な成果)
A	所期の目標を上回る成果 (定量的指標においては、120%以上の成果)
B	所期の目標を達成していると認められる⇒標準 (定量的指標においては、100%以上 120%未満)
C	所期の目標を下回っており、改善を要する (定量的指標においては、80%以上 100%未満)
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的改善を要する (定量的指標においては、80%未満)

4 関係法人の状況

令和6年3月末時点の特定関連会社及び関連会社並びに関連公益法人の状況は以下のとおりです。

(1) 特定関連会社

名称	事業内容		所在地	資本金 (百万円)	持株比率 (関係会社 持株比率) (%)	代表者の氏名
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)		機構との関係		機構に係る 売上高 (百万円)
				事業上の関係		
(株)URコミュニティ	UR賃貸住宅団地の管理運営等		東京都千代田区 神田錦町3-22	100	100.00	志村 一徳
	16,657	121		・機構賃貸住宅の管理、運営等		16,458
日本総合住生活(株)	UR賃貸住宅の管理業務の受託、住宅等の維持・改善業務の受注並びに団地居住者の利便に供する施設の建設、経営等		東京都千代田区 神田錦町1-9	30,000	80.08	伊藤 治
	153,851	6,081		・管理業務の委託等 ・住宅等の維持・改善業務の委託等 ・利便施設の建設・経営等		134,308
那覇新都心(株)	那覇新都心及びその周辺地域における居住者等の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		沖縄県那覇市 おもろまち1-3-31	1,300	50.00	村井 一元
	467	41		・那覇新都心地区の利便施設の建設、経営、管理等		6

(2) 関連会社

名 称	事業内容		所在地	資本金 (百万円)	持株比率 (関係会社 持株比率) (%)	代表者の氏名
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)		機 構 と の 関 係		機構に係る 売上高 (百万円)
				事業上の関係		
(株)新都市ライフホールディングス	首都圏における機構の都市再開発事業により整備される施設等の賃貸、経営その他の管理及び居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理等		東京都新宿区 西新宿6-5-1	4,644	39.26 (0.20)	新居田 滝人
	20,681	3,217		・機構都市整備地区等における 便利施設の建設、経営、 管理等 ・機構再開発地区の施設の経 営、管理等		113
(株)関西都市居住サービス	関西圏における機構の都市再開発事業等により整備される施設等の賃貸、経営その他の管理及び居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		大阪府大阪市 中央区本町 2-1-6	2,250	(100.00)	中瀬 弘実
	6,434	501		・機構都市整備地区の便利施 設の建設、経営、管理等 ・機構再開発地区の施設の経 営、管理等		36
(株)中部新都市サービス	中部圏における機構の都市再開発事業等により整備される施設等の賃貸、経営その他の管理及び居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		愛知県名古屋市中 千種区覚王山通 8-70-1	750	(100.00)	倉重 涉司
	1,286	327		・機構再開発地区の施設の経 営、管理等		0
新都市センター開発(株)	多摩ニュータウン及びその周辺地域における居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		東京都多摩市 鶴牧1-24-1	2,400	(100.00)	関口 律
	6,561	965		・多摩ニュータウン地区の便利施設 の建設、経営、管理等		5
関西文化学術研究都市センター(株)	関西文化学術研究地区及びその周辺地域における居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		奈良県奈良市 右京1-2	1,200	(100.00)	大森 直樹
	2,168	668		・関西文化学術研究地区の利 便施設の建設、経営、管理 等		53
(株)横浜都市みらい	港北ニュータウン、みなとみらい21中央地区及びその周辺地域における居住者等の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		神奈川県横浜市 都筑区荏田東4- 10-4	850	(100.00)	椿 真吾
	2,892	317		・港北ニュータウン地区、みなとみ らい21中央地区の便利施設 の建設、経営、管理等		8
(株)千葉ニュータウンセンター	千葉ニュータウン及びその周辺地域における居住者の利便に供する施設の建設、経営その他の管理		千葉県印西市大塚 1-9	600	(100.00)	山澤 正
	2,468	817		・千葉ニュータウン地区の便利施設 の建設、経営、管理等		0
(株)URリンケージ	機構業務等を支援・補完するための調査、計画、設計・積算、工事監理等の業務の受託及び請負等		東京都江東区東陽 2-4-24	100	(30.61)	西村 志郎
	28,712	837		・権利調整業務の委託等 ・工事監理業務の委託等 ・計画業務の委託等		13,468
(株)URシステムズ	機構業務等を支援・補完するための情報処理業務の受託及び請負等		東京都江東区 東陽2-2-20	50	(100.00)	中島 博雄
	3,819	609		・情報システムの管理、運営業 務、システム開発の委託		2,989

(3) 関連公益法人

名 称	事業の内容	所在地	事業収入 (百万円)	代表者の氏名
				機構に係る 事業収入 (百万 円)
(公財) 関西文化学術研究都市推進機構	関西文化学術研究都市における創造的な文化、学術、研究の拠点の形成に関する調査研究、交流施設等の建設・維持管理等	京都府相楽郡 精華町光台 1-7	24	堀場 厚
				-
(一財) 都市農地活用支援センター	都市農地の計画的な利用による良好な住環境を有する住宅地の形成、優良な賃貸住宅建設等を促進するための調査研究等	東京都千代田区 岩本町3-9-13	39	松田 紀子
				-
(一財) 首都圏ケーブルメディア	機構が首都圏域で施行する市街地開発事業等の区域及びその周辺におけるテレビ放送難視聴を解消するため有線テレビ放送施設の設置及び維持管理業務等	東京都新宿区 片町4-3	399	大石 彰
				-
(一財) 都市再生共済会	機構退職者及び遺族等に対する生活の支援、機構職員の福利厚生の実施等	神奈川県横浜市 中区本町 6-50-1	115	矢嶋 賢一
				-

5 職員の状況（職員数）

平成16年 7月1日 (当機構設立時)	平成17年 4月1日	平成18年 4月1日	平成19年 4月1日	平成20年 4月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日
4,655名	4,459名	4,308名	4,157名	4,072名	4,014名	3,932名

平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日
3,847名	3,556名	3,381名	3,233名	3,201名	3,196名	3,199名

平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
3,187名	3,202名	3,213名	3,192名	3,192名	3,196名	3,210名